

## 那珂市議会 産業建設常任委員会記録

招集日時 令和6年3月21日（木）午前10時

招集場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 寺門 勲 副委員長 小宅 清史

委員 大和田和男 委員 笹島 猛

委員 遠藤 実 委員 福田耕四郎

欠席委員 なし

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明

財政課長 大内 正輝

財政課長補佐 照沼 克美

産業部長 浅野 和好

農政課長 会沢 実

農政課長補佐 浜名 哲士

商工観光課長 岡本 哲也

商工観光課長補佐 水野 泰男

インターチェンジ周辺開発推進室長 橋本 芳彦

建設部長 今瀬 博之

都市計画課長 今野 貴元

都市計画課長補佐 金田 尚樹

開発指導室長 黒川 耕二

土木課長 高塚 佳一

土木課長補佐 海野 英樹

土木課長補佐 村山 知明

建設G長 田上 慎司

上下水道部長兼下水道課長 金野 公則

水道課長 矢崎 忠

水道課長補佐 小野瀬義宏

農業委員会事務局長 澤畠 克彦

農業委員会局長補佐 関 慎一

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣

事務局長 会沢 義範

次長 秋山雄一郎

次長補佐 三田寺裕臣

会議に付した事件

（１）議案第３号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

（２）議案第８号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

（３）議案第９号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術  
管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

（４）議案第12号 水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業に関する条  
例を廃止する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(5) 議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第9号)

…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第25号 令和6年度那珂市水道事業会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 議案第26号 令和6年度那珂市下水道事業会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(9) 議案第27号 市道路線の認定について

…原案のとおり可決すべきもの

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 皆様、改めましておはようございます。

産業建設常任委員長に就任いたしました寺門勲でございます。安心して暮らせるまちづくりのために、委員の皆様と共に精いっぱい頑張ってまいります。

また、本日は慎重なるご審議をいただきまして、常任委員会がスムーズに運べますようご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

開会前にご連絡いたします。

換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁等の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードをお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆様、改めましておはようございます。

本委員会も今回改選後初めての委員会となります。また、寺門委員長、小宅副委員長の下、この産業建設常任委員会がこの2年間、大変お世話になりますけれども、どうかよろしくをお願いいたします。

本日は慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞ

よろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、副市長よりご挨拶をいただきます。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会へご出席、誠にお疲れさまでございます。また、日曜日には原子力避難訓練に多数ご参加いただきまして、ありがとうございます。

議長のほうからありましたように、改選後初めての常任委員会となります。本日提案しております議案につきましては、予算関係が補正を含めて4件、条例関係が4件、その他1件でございます。今後2年間、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたしますと思います。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

執行部に申し上げます。

令和6年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べてから説明してください。

歳入につきましては款及び項まで、歳出につきましては款、項、目までの説明をしてから新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要な場合は、その説明を加えてください。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

初めに、議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

財政課より一括してご説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第15号をご覧ください。

議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

5款農林水産業費、1項農業費、新規就農協力隊推進事業、補正後総額2,657万4,000円。年割額、令和3年度ゼロ円、令和4年度520万円、令和5年度1,054万6,000円、令和6年度538万4,000円、令和7年度544万4,000円。

木崎地区地籍調査事業、補正後総額2,618万円。年割額、令和5年度2,005万円、令和6年度613万円。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

追加になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、道路改良舗装事業4,980万円。

変更になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、橋りょう長寿命化修繕事業、補正後金額1億2,649万円。

12ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費198万5,000円。

15ページをお願いいたします。

中段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費2,244万8,000円の減。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費938万4,000円。

16ページをお願いいたします。

5目農地費199万9,000円の減、6目地籍調査費47万2,000円の減、8目経営所得安定対策費1,100万円の減。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費178万2,000円の減。

17ページをお願いいたします。

3目観光費66万5,000円。

7款土木費、1項道路橋りょう費、4目橋りょう維持費3,889万4,000円の減。

7款土木費、3項都市計画費、3目街路整備費500万円の減。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大和田委員 17ページの商工費、観光費の66万5,000円という清水洞の上整備事業ということで、公有財産購入費かな。土地購入費どのぐらいの、こういった内容なんでしょうか。

商工観光課長 商工観光課長の岡本でございます。

こちらの土地につきましては、平成26年度より土地の買収の交渉をしておりました。ただ、価格の折り合いがつかずに代替地を要求されていたわけですが、今回、地権者が高齢に伴い、土地を処分したいということで、こちらの提示しておりました、1平米317円になりますけれども、そちら2,034平米の土地を購入するという事でま

りましたので、今回購入したということになっております。

以上でございます。

大和田委員 当初予定した公園を広げるというか、何区画に分けていくのが少し進んだというイメージで。

商工観光課長 こちら未買収ではあったんですけども、土地の地権者の方から了承を得て、工事はしていいということで、工事は進んでおりました。

大和田委員 分かりました。

委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時11分）

再開（午前10時13分）

委員長 再開いたします。

下水道課が出席しております。

初めに、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（下水道課所管部分）を議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費について、執行部よりご説明をお願いいたします。

上下水道部長兼下水道課長 上下水道部長兼下水道課長の金野です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算についてご説明いたします。

予算書98ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては105ページとなっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、下水道所管事業につきましては中段になります。

浄化槽設置補助事業でございます。予算額は5,773万3,000円でございます。内容につきましては、合併処理浄化槽設置に係る補助費95基分になります。その内訳でございますけれども、新規が40基、転換が50基、更新が5基となっております。合併処理浄化槽に係る費用については、5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円となります。単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換につきましては、その撤去に係る費用として、単独処理浄化槽が12万円、くみ取り槽が9万円、宅内配管工事に係る費用30万円が設置に係るそれぞれ上乗せされます。また、当市における排水事情を鑑み、処理水を敷地内で処理される方を対象に敷地内処理装置設置費補助を転換50基の約6割に当たる30基を計上しております。

合併処理浄化槽への転換や下水道への接続によってし尿を排出する浄化槽等を雨水貯留槽施設として再利用される場合に、その設置に係る費用を補助する雨水貯留施設設置補助事業も計上しております。こちらについての補助額は9万円となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

なお、5款農林水産業費、1項農業費、7目集落排水整備費及び7款土木費、3項都市計画費、4目下水道整備費については、下水道事業会計に対する負担金及び補助金のため、支出先の下水道事業会計予算の説明時に説明をいただく形で進行いたします。

続いて、議案第26号 令和6年度那珂市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部より一括してご説明をお願いいたします。

上下水道部長兼下水道課長 それでは、議案第26号 令和6年度那珂市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書110ページをお願いいたします。

下水道課所管事業につきましては、上段の農業集落排水整備事業費になります。

款、項、目、予算額の順にてご説明いたします。

5款農林水産業費、1項農業費、7目集落排水整備費、予算額3億649万円。一般会計から下水道事業会計、農業集落排水整備事業への負担金になります。

続きまして、予算書125ページをお願いいたします。

下水道課所管事業につきましては、下段から2番目の公共下水道整備事業費になります。

7款土木費、3項都市計画費、4目下水道整備費、予算額5億8,351万円。一般会計から下水道事業会計、公共下水道事業への負担金になります。

続きまして、予算書325ページをお願いいたします。

令和6年度那珂市下水道事業会計予算でございます。

詳細な金額につきましては、那珂市下水道事業会計予算明細書よりご説明いたします。  
349ページをお願いいたします。

令和6年度那珂市下水道事業会計予算明細書、収益的収入、款、項、予算額の順にてご説明いたします。

1 款下水道事業収益17億1,967万6,000円。1 項営業収益6 億916万1,000円。2 項営業外収益11億1,051万5,000円。

次ページ、350ページをお開きください。

収益的支出でございます。款、項、目、予算額の順にてご説明いたします。

1 款下水道事業費16億9,353万7,000円。1 項営業費用15億1,929万7,000円。1 目管きょ費6,080万4,000円。3 目処理場費1 億2,052万4,000円。5 目普及指導費92万8,000円。

右側、351ページになります。

6 目業務費2,560万1,000円、7 目総係費9,253万2,000円。

1 枚お開きください。352ページになります。

上段、下から2 番目、8 目流域下水道維持管理負担金2 億7,829万7,000円。9 目減価償却費9 億3,554万3,000円。10 目資産減耗費506万8,000円。

次のページ、353ページをお願いいたします。

上段からになります。

2 項営業外費用1 億6,604万円。1 目支出利息及び企業債取扱諸費1 億5,703万9,000円。  
3 目消費税900万1,000円。

3 項特別損失20万円。2 目過年度損益修正額20万円。4 項予備費800万円、1 目予備費800万円。

次のページ、354ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

款、項、予算額の順でご説明いたします。

1 款資本的収入10億8,340万7,000円。2 項企業債5 億8,980万円。4 項他会計負担金1 億3,728万4,000円。5 項他会計補助金1 億89万5,000円。6 項国庫補助金1 億5,000万円。7 項県補助金551万4,000円。こちらにつきましては、農業集落排水整備事業に係る企業債の償還財源としまして、年度補助事業費の10%に相当する額を実施の翌年から5 年間交付されておりますけれども、農集につきましては令和元年度に工事が完了しておりますため、毎年皆減となっております。

8 項工事負担金5,888万7,000円。11 項投資4,102万7,000円。

355ページになります。

資本的支出でございます。

款、項、目、予算額の順にて説明いたします。

1 款資本的支出17億5,590万8,000円。1 項建設改良費8 億3,418万9,000円。1 目建設

事業費4,179万9,000円。

356ページになります。

上段から2番目になります。

2目管路建設費7億4,930万円。こちらにつきましては主要事業説明書106ページが説明資料となっております。

6目流域下水道施設利用権4,309万円。

3項企業債償還金9億1,670万5,000円。1目企業債償還金9億1,670万5,000円。6項投資501万4,000円。1目基金積立金501万4,000円。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

遠藤委員 主要事業説明書の106ページ、今の建設費に関してですが、今年度はここにあるとおり3地区、額田東郷、後台西、後台富士山ということで3地区で整備するというふうな予算ですが、この予算で今年度完了するということでしょうか。

上下水道部長兼下水道課長 3地区の整備でございますけれども、目途としているところが、令和8年度の概成を目途としております。額田東郷につきましては来年度、令和6年度の予算をもって完了となりますが、後台西、後台富士山については令和8年度までかかる見込みでございます。

遠藤委員 分かりました。額田東郷は令和6年度の予算で終わって、ほかの2地区は令和8年度までかかるというようなことですね。

上下水道部長兼下水道課長 そのとおりでございます。

遠藤委員 了解しました。

笹島委員 これ収益的収入を見ると、毎年あれですか、収入というのは減っているんですか。

それともう一つ、今度は支出が増えていきますよね。どういうあれですか、これは。

上下水道部長兼下水道課長 まず、収益的収入、ご質問がありました、減額というところなんですけれども、こちら接続数は増えてはいるんですけれども、コロナ禍の影響もあるのかもしれないんですけれども、大分、自宅で過ごす時間が減ったことの影響で、若干その金額、使用水量が減ったという形になります。

また、資本的支出のほうについても、若干減額というところはあるんですけれども、こちらはやはり償還金、計画的な償還金でありますので、若干のプラスになったり、マイナスになったりというところがあります。あまり大幅な増減はないという形になります。

笹島委員 その償還金というのはまだまだ残っているんですか。

上下水道部長兼下水道課長 工事を行うためには、どうしても起債を借り入れなくちゃいけないものですから、償還金はまだまだ残っております。

笹島委員 どのくらい残っているのかな。

上下水道部長兼下水道課長 大体、公共下水道事業で190億円前後です。

笹島委員 それ国から借りているんだっけ。

上下水道部長兼下水道課長 そのとおりでございます。

笹島委員 どうですか、金利のほうは。下がっているの。

上下水道部長兼下水道課長 金利のほうが若干、最近ちょっと上がってきておりまして、来年借入れ分については1.4%の見込みでございます。

笹島委員 世間ではゼロ金利ということで、最近ちょっとそれも解除されたというけれども、今まで何年も、失われた30年間って、ゼロ金利でやっていたでしょう。190億円も借りていたんでしょう。これは何、ネゴシエーションできないの、それは。

上下水道部長兼下水道課長 過年度についての利息が高かった分については切替えを行ったりとかして、償還の額の返済というのは負担を減らす形は取っておりますけれども、今のところ利息がちょっと若干上がってしまっただけでございますけれども、鋭意、切替え等、情報も得ながらやっております。

笹島委員 これもう本当大きなあれですよ、190億円の1.4%でしょう。前は2.いくつかだか知らないですけども。とんでもないですよ。稼いでも稼いでも持っていかれるという。これ一番大変なことなんです。これやはりやらないと、交渉しないと、年に一遍でもいいですからやらないと、言いなりになっちゃいますけれども。よその市町村ってやっているのかな、そんなことは。

上下水道部長兼下水道課長 他市町村も那珂市と同様にお金を借り入れてやっておりますので、やはり金利の利率が有利なものに借り換えるということは行っております。

笹島委員 これ本当に大変なことですからね。本当にマストでやってください。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございますか。

福田委員 350ページの管きょ費という、この意味はどういう意味なんですか。

上下水道部長兼下水道課長 350ページで管きょ費でございます。

こちらは公共下水道事業で行っている予算になるんですけども、こちらは工事費等々ではなく、主に整備した管きょの維持管理に係る費用になっております。

福田委員 何かよく分からないな。管きょ費。

上下水道部長兼下水道課長 収益的と資本的というものがあるんですけども、3条予算、4条予算、こちら3条予算と呼んでいるんですけども、こちらは工事を行った後の部分にお金をかける部分というのが収益的という予算になりますので。整備については、資本的なほうになりますので、そちらのほうの工事については、356ページの管路建設費という形になります。

福田委員 これは工事を行った後の、それを管きょ費と言うんですか。

上下水道部長兼下水道課長 予算科目上の呼び方が管きょ費という形に項目が決まっております。

すので、申し訳ございません。

福田委員 分かりました。

委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時33分)

再開(午前10時36分)

委員長 再開いたします。

水道課が出席しております。

続きまして、議案第8号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は関連がありますので、2件を一括して議題といたします。

執行部より一括してご説明をお願いいたします。

水道課長 水道課長の矢崎です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号につきましてご説明いたします。

議案第8号 那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

提案理由になります。水道法による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正されます。令和6年4月1日に施行されます。これに伴い、本条例について必要な改正を行うものです。

改正の内容になります。資料2ページになります。条例改正資料になります。

条例中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

3ページになります。新旧対照表になります。

ページ中ほどの給水装置の新設等の申込み、第6条が該当になります。

4ページになります。ページの上段になります。

給水装置の基準違反に対する措置第33条第2項が該当になります。

5 ページになります。

那珂市水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要になります。

改正の理由については、提案理由のとおりなので省略いたします。

本則等、改正条文、見出し等、改正の概要になります。

第6条、給水装置の新設の申込中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正する。

第33条第2項、給水装置の基準違反に対する措置中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正する。

改正条例附則。

附則、施行期日、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由になります。水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため水道法が一部改正され、令和6年4月1日に施行されます。これに伴い、本条例について必要な改正を行うものです。

改正の内容になります。資料2ページになります。条例改正資料になります。

条例中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

3 ページになります。新旧対照表になります。

ページ中ほどの水道技術管理者の資格第4条第6号が該当になります。

4 ページになります。

那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に対する条例の一部を改正する条例の概要になります。

改正理由につきましては、提案理由のとおりなので省略いたします。

本則等、改正条文、見出し等、改正の概要になります。

第4条第6号、水道技術管理者の資格中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正する。

改正条例附則。

附則、施行期日、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上になります。よろしくお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結いたします。

お諮りします。

議案第8号、第9号の2件につきましては関連しておりますので、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、一括して採決を行います。

これより議案第8号、第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第8号、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第25号 令和6年度那珂市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部より一括してご説明をお願いいたします。

水道課長 それでは、議案第25号についてご説明いたします。

令和6年度那珂市水道事業会計予算について。

なお、主要事業説明書につきましては108ページから109ページまでが水道課所管事業となります。予算書の287ページからが水道事業の会計予算書になります。

詳細につきましては、会計予算明細書にてご説明いたします。

313ページをお開きください。

令和6年度那珂市水道事業会計予算明細書になります。

収益的収入、款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款水道事業収益12億4,003万7,000円。1 項営業収益11億6,397万5,000円。水道料金及び加入分担金の収入になります。

2 項営業外収益7,606万円。下水道料金徴収取扱負担金と長期前受金戻入などの収入になります。

3 項特別利益2,000円。

314ページをお願いします。

収益的支出、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款水道事業費11億9,205万8,000円。1 項営業費用11億3,455万6,000円。1 目原水及び浄水費5億3,169万5,000円。浄水場の施設管理及び受水に要する費用になります。

315ページになります。

2 目配水及び給水費5,418万円。配水管等の維持管理に要する費用になります。前年度予算額からの増額分につきましては、今年度対象となる量水器交換数量の増が主なものになります。

4 目総係費 1 億6,484万2,000円。水道事業運営費に係る職員人件費、委託費などの総務事務費用になります。

317ページをお開きください。

5 目減価償却費 3 億7,726万円。有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費になります。

6 目資産減耗費657万9,000円。更新により廃止となった管などの資産を減耗するものになります。

2 項営業外費用5,153万3,000円。1 目支払利息及び企業債取扱諸費5,143万2,000円。企業債の支払い利息になります。

2 目消費税10万円。3 目雑支出1,000円。

3 項特別損失96万9,000円。1 目固定資産売却損1,000円。2 目過年度損益修正損96万8,000円。

318ページになります。

4 項予備費500万円。1 目予備費500万円。

319ページになります。

資本的収入、款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款資本的収入 8 億4,550万円。1 項企業債 8 億円。木崎浄水場更新工事、配水管網整備工事に充てる財源となります。前年度予算からの増額分におきましては、今年度対象工事量の増によるものになります。

2 項負担金4,555万円。消火栓新設・更新工事に伴う一般会計からの負担金や公共下水道工事に伴う移設工事負担金になります。

320ページをお願いします。

資本的支出、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款資本的支出12億5,880万1,000円。1 項建設改良費11億6,934万8,000円。2 目配水施設費 4 億4,794万6,000円。配水管の管網整備に係る工事費になります。前年度予算からの増につきましては、都市計画道路の整備の進捗状況に合わせた配水管網整備費になります。

3 目浄水施設費 6 億7,122万6,000円。木崎浄水場更新工事に係る工事費になります。前年度予算からの増につきましては、木崎浄水場更新計画に基づく令和 6 年度整備箇所の工事費増によるものでございます。

4 目総係費4,594万2,000円。資産構築に係る職員の人件費や総務事務費用になります。321ページになります。

固定資産購入費281万8,000円。新規量水器の購入及び備品購入費用になります。

6 目車両購入費141万5,000円。公用車更新による軽自動車購入になります。

8 目施設利用権1,000円。2 項企業債償還金8,945万3,000円。1 目企業債償還金8,945

万3,000円。企業債の元金償還になります。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 これは収益的収入は毎年変わらないよね。

水道課長 収益的収入ですよ。一応、増減では276万円なので、今回は大した増減ではありません。

笹島委員 今度は支出になってくると、これは原水がほとんど占めちゃっているのかな。

水道課長 答えいたします。

まず、原水及び浄水費、委員から毎回話があるんですけども、原水及び浄水費の中のまず浄水費、今回の5億3,169万5,000円の予算がございます。その中で受水に関する費用としましては2億7,853万6,000円で、約52%を占めております。県の浄水費になりますと、やはり高いですので、なるべく枠は確保しておきまして、基本的には川の水を目いっぱい使って、足りない部分をこの企業局から浄水を買っていくということで、予算的には数字的に取っていますけれども、この分はなかなか使わないようにしています。

笹島委員 それできるの、そうやって。県の原水というのは、量というのは、大体このくらい使うというふうにして買うわけでしょう。あと、その他、川の水をあれするって。できるの、勝手に。それ一度契約というんですか、それをしていたら買わなきゃいけないんじゃないの。

水道課長 県のほうの契約水量というものがあまして、日量4,804立方メートルを一応契約しているんですけども、基本的には那珂市は久慈川の水利権と那珂川の水利権を持っています。それでまず、その浄水をつくった足りない分の補給水として県の浄水を購入している形になります。ですから、メインとしましては河川の水を目いっぱい使って、足りない分を企業局の水を使うということになっていますので、予算上の契約書では4,804トンの365日の水量、実際問題は川の水を目いっぱい使っていますので、4,804トンを使わないという形になっております。

笹島委員 那珂市は足りなくないんじゃないの。川の水使えばいいんじゃないの。買わなきゃいけないという何か義務があるんですか、それは。

水道課長 一応、那珂市は1日計画水が1万6,000トンございまして、川の水が、久慈川が約5,600トンで那珂川が約3,000トンですか。そうすると、やはり残った分、足りない分に関してどうしても地下水に頼る部分と、本当に足りない部分は県の企業局で買うことで運営を行っております。

笹島委員 そんなに買う必要ないんじゃない。結構多めに買っているでしょう、これ。

水道課長 水利上は1日4,804トンを計画水量で出しているけれども、実際問題は3,000トンぐらいで抑えているので、決算上はそこまでの水量は買っておりません。

笹島委員 それはいいことですよね。

大和田委員 これ主要事業説明書の108ページに老朽管の話で111キロメートルある、40年経過したということで、これ今年はどのくらい、何メートルだか何キロメートルだかというのを更新するの。

水道課長 主要事業説明書の108ページの中身なんですけれども、老朽管更新工事の中で延長としましては、約1キロメートル老朽管を更新する予定です。

大和田委員 111キロメートルの中で1キロメートルだけを更新するという感じで、そういった中で予算額が、昨年が3億6,000万円で今年が4億4,000万円ということで、1キロメートルだけやるのにこんだけかかっちゃうもんですかね。

水道課長 今現在行っている部分が、当初の管なものですから、まずは口径がかなり大きい部分がございまして、どうしてもメーター単価が高くなる。それがまず完了してから、今度は面整備に入ります。今度は管径が小さくなりますので、同じ金額でもかなり距離は伸びると思います。今現在は、どうしてもJRの横断とか国道の横断で、どうしても推進工事というちょっとお金かかる部分をやっていますので、なかなかメーター数が伸びないというのがございます。

大和田委員 とはいえ1キロメートルやったところで、まだあと110キロメートル残っているというような状況なんですか。今後この更新の予算というのは、見込みとしてはどんどん増えていくような感じでいいんですか。

水道課長 一応、40年を経過した管というのが111キロメートルございまして、実際まだ現場のほうで、材質としましては、あくまでも財産整理上の40年という数字がございまして、現場に関しての材料につきましては50年から80年使える材料がほとんど埋設されております。今現在集中して行っているのが、まず石綿管。それはもう令和7年度には終わっちゃいますね。残っているのが鉄の管で鋼管というのがJRの下とか、あとは国道、県道の主要道路の下を推進している分がございまして、そこを潰してから、今度、塩ビ管のほうの更新を進めていくということで、まだまだ塩ビ管のほうは材料が全然問題ないので、一応40年を経過するというちょっと悪い声に聞こえますけれども、実際問題は材料的にはまだまだ使える分はございます。

福田委員 これは老朽管というのが出ていますけれども、これいまだに石綿管というのはあるの。

水道課長 現在100メートルほど残ってしまして、令和6年度の工事でほぼ完了で、令和7年度ではほぼもう点的なものですな、耐震的にも影響ない部分が残る。そこに関しては漸次直していくということになります。

福田委員 そうすると、今はもう全然ないんだ。

水道課長 そうですね、116メートルですね、今年度の工事で終わって、令和6年度の決算では116メートル残る形になります。令和6年の工事でほぼ完了しまして、もう目立った、

影響のない部分が残ることになります。

福田委員 そうすると、その石綿管の処理というのかな。これはやはり廃棄物でも特殊な廃棄物になるんだろうと思うけれども、これはどこへ捨てているの。

水道課長 石綿管は、やはり飛散するものですから、現場でポリエチレンスリーブというビニールで巻きまして、飛散防止処理を行った上で、今、笠間市のほうですか、そこで処理します。そこが、ただ、いっぱいになるんで、次、多分、福島県とかその辺の場所になってしまうと思うんですけれども、一応、安定処理という形で処分先が決まれば、そこに処分する形になります。

福田委員 それ笠間市って言うけれども、県のあれかな、処分場。

水道課長 たしかエコフロンティアかさまというところが処分を受けているところです。

福田委員 了解。

遠藤委員 すみません、ちょっとトータルで確認をしたいのは、総延長が547キロメートルですよね。うち40年経過したのが111キロメートル。ただ、今のご説明だと40年を経過したからといって、すぐ交換する必要はないというような話ではありますが、じゃ実際、行政として交換をしなければならない経年劣化しているのは何年ぐらいで、それは総延長の何割ぐらいあるんですか。

水道課長 答えいたします。

40年を経過している管の延長は、まず当初の布設延長が184キロメートルございまして、今現在残っているのが109キロメートル、これに合わせて、あと導水管を含めると111キロメートルほどになります。今現在、更新率については40.9%になります。

遠藤委員 その40年を超えているのは184キロメートルで、そのうち111キロメートルが、これは残っている、残っているんですね。184キロメートルのうち73キロメートルはもう交換しましたよということで、111キロメートルが残ってるということなんで、交換している率は40%、そういうことですね。

ただ、40年過ぎても交換しなくてもいいというような話も先ほどありましたが、これはどういう意味ですか。

水道課長 交換しなくてもいいという、すみません、意味じゃなくて、材料の質を考えれば、メーカーからの質で大体50年以上使えるものがほぼございまして、あとは漏水調査も現在行っているんですけれども、その漏水が集中しているところに関しては優先的に直していくとか。それは土壌の関係もございますので、それにつながって管路の腐食等の早まりがあるとかないとかがありますので、そういう調査を基に優先順位もこれからも決めていく形になりますけれども、ただ、今現在行っているのがJRの横断とか国道の横断とかを、市民生活がやはりどうしても影響が出ちゃう分に関しては優先的に一生懸命やっているところでございます。

遠藤委員 なるほどね。それ以上もつ素材は使っているけれども、一応、行政としては40年

を目安に更新を図っているということですが、じゃそうすると、ただ、やはり今年4億円で1キロということは残り111キロメートル、いろんな土質とか状況はあるんですが、これ更新できるのに何年ぐらいかかるんですか。

水道課長 今現在、経営戦略の中でもうたったり、あとは令和9年度にまた水道の事業計画というのも立て直すんですけれども、それによって、今度は事業計画が、どこ地区、どこ地区って攻めていくんですけれども、今現在の計画としては、どうしても国道、県道、JRのほうを令和9年度までに終わらせるという計画になっていますので、それ以降に関しましては、次の計画で地区をどんどん攻めていくという形になると思います。

遠藤委員 といっても残り111キロメートルあるというご答弁ですから、これどんどんやっているうちに40年、またそれどんどん足しちゃいますよね。何年かけて総延長終わらせていくイメージなんですか。

水道課長 今現在ははっきりした答えは言えないんですけれども、今現在どうしても、1キロメートルというのは、先ほど申したとおり工事量、入れる工事費のものがちょっとかなり、なかなか難しい工事なもんですから、金額が張ってしまう。メーター数も伸びない。通常の開削工事であれば3億円、大体1つのある程度、メーター十何万円ぐらいで済むと思いますので、その重要な部分が終われば、かなりスピード的に進めると思うんですけれども、ただちょっとはっきりした年数はここではちょっと、すみません。

遠藤委員 分かりました。

最後に1点、布設替えをするときに耐震化、今朝もちょっと地震がありましたけれども、耐震化を図るということですが、これはいわゆる新しく替えるときに一緒に、そういった耐震化補強の工事も併せてやると、そういう意味合いですか。

水道課長 入れ替える管は、すべて耐震管を入れ替えております。

委員長 ほかにございませんか。

笹島委員 さっきの話と別の話なんですけれども、今、能登半島でもね、今言っていた液状化、地震によってですね、寸断して使えないということになっていますよね。今、老朽化云々とありますけれども、これ40年以上という、以上は無理なんですか、40年リミットなんですか。

水道課長 先ほど申したとおり、40年というのは財産上の、減価償却上の年数でございまして、材料の質によっては50年とか80年は使えるものになっております。

笹島委員 なぜこの話かという、那珂市はまだね、水道化されてからそんなにたっていないですよ。これがお隣の水戸市というのはすごく古いあれですよ、もうどのくらいたっているか、ちょっと私も記憶がないです、80年以上たっているのかな。ごめんなさい、それはあれなんですけれども。それでまだまだ交換されていませんよね、何割かなんか知らないですけれども。知っていちゃいますか、それは。耐震化と老朽管とか。

水道課長 老朽管のほうについてはちょっと情報はないんですけれども、那珂市に対しては耐

震化率は令和4年の実績で21%の耐震化率になっています。このデータを出すときに水戸市とかひたちなか市にも一応確認はするんですけども、大体同じ率ぐらいになっております、耐震化率に関しては。

笹島委員 今言っていたひたちなか市とか水戸市というのは規模が違いますよね。ですから、こちらはそんな規模じゃないですから。これは、今言っていた目標としては、今言っていた減価償却云々で40年ということだけれども、50年、60年たっても大丈夫なのか、耐震化と、それから老朽管というのは。これはデータあるんですか、そういうのは。

水道課長 メーカーから出ている材料の質の年数はございますけれども、先ほど申したとおり、土質が水場が多いとか、あとはやはり土に酸性土とかそういうのがございますので、そうすると、やはりどうしても腐食が進んでしまう。下手すれば40年が経過する前に漏水が起こるという場所がございます。そういうところに関しましては、実際、漏水調査の時点で管の状況を見まして、それで即対応する形にしております。

笹島委員 何でこんな話をしたかという、いろんなところでね、施設でも、インフラ整備でもって、同時に来ちゃうんですよ、40年、50年といっていると、相当すごい予算がかかるわけですよ。限られた予算しかないじゃないですか、那珂市は。ばっとう入ってくるあれもないでしょう。変えられるような施策も考えていないでしょう。だから、これからどうするかということに対して、それは地道にこつこつと基金かなんかでやっていかなきゃいけないわけでしょう。ですから、そういう何か考えがあるんですか、インフラ整備に対して。水道だけでいいですけども。

水道課長 水道なんですけれども、水道料金をあくまでも原資としていますので、この更新事業に関しましては企業債、もしくは国の補助を充てて整備する計画でございましてけれども、取りあえず令和9年度の今度、計画がございまして、それに合わせて予算を立てます、計画なんで。それに対して補助が充てられる分に関しては企業債で充てると、そういう実施計画を立てる形になると思います。

笹島委員 結局、今言っていた企業債云々、要するに起債ですね、借金していくというふうな。将来にツケを回すという形でね。水道料はこれ以上上げられませんもんね、世帯数はどんどん減っていくけれども、上げられませんもんね。どこから収入を得るというふうに考えているんですか、そうしたら。

水道課長 水道料金に関しては、やはり取りあえず、事業コストを削減するのがまず原則です。今現在やっているのは漏水調査を行って、漏水率を落として、なるだけ出るものを減らして、あとは委託に関してもコストを下げた。どうしても足りない部分に関しては、料金改定が必要な時期がそのうち来るとは思いますけれども、工事に関しては、あくまでも企業債、足りない分は減価償却から、損益勘定留保資金を足しまして、一応、工事という形になると思うんですけども、その規模に合わせてやるためには、どうしても優先順位を決めなくてはいけないと思うんです。それに関しては、先ほど言った漏水調査

を行って、土質を見て、管の状態を見て、それで優先順位を決めていくしかないと思いますので、委員がおっしゃるとおりお金には余裕ございませんので、そういう部分を優先的にやっていくという形になると思います。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

福田委員 大洗町でありましたね、これを一つ教訓としてね、しっかりこの老朽管の整備、これをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時09分）

再開（午前11時20分）

委員長 再開いたします。

都市計画課が出席しております。

続きまして、議案第3号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明を願います。

都市計画課長 都市計画課長の今野です。ほか5名が出席しております。よろしくお願いいたします。

議案第3号をご覧ください。1ページです。

那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由は、平成26年に国が定めた空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正されたことに伴って、この特措法を引用している市の条例にいわゆる条ずれが生じました。市の条例の内容には変更がありませんが、この条ずれを解消するため、新しい条番号を反映して改正するものです。

3 ページをお願いします。

新旧対照表です。

右側は現行の条例、左が改正案です。

改正箇所は第1条です。特措法の定めでは、市町村は空き家協議会を組織することができるとされており、この規定を受けた条項ですが、引用元が第7条から第8条に変更されたため、新しい条番号を反映させています。

1 つ戻って2 ページをお願いします。

案文を読み上げます。

那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

遠藤委員 今回の条例案に関しては条ずれの問題なんで、特に問題はないんですが、せっかくの機会なのでちょっと教えていただきたいのは、那珂市内で把握されている空き家の数というのはどれぐらいですか。

都市計画課長 およそ600件と把握しております。

遠藤委員 これは増えているんですか。

都市計画課長 増える傾向にあると思います。この調査結果は令和2年度末に調査した結果でございます。

遠藤委員 では、この協議会の中で空き家対策、これを減らすために、もしくは現実には増えないようにするためにこういったことを対策を取られていますか。

都市計画課長 お答えします。

まず、空き家バンクという制度、都市計画課でやっております、その空き家バンクを啓発、情報発信しながら、より利用してもらえるようにやっております。

それから、既に把握している空き家で状態が悪いもの、例えば木が茂っていて周りの住宅に迷惑をかけているようなものについては通知文を送って、改善してくださいと管理者の方に発信したりとか、そのような活動を行っております。

それから、空き家相談会といったようなものを開催しております、年2回ほど、今年度も開催いたしました。

以上です。

遠藤委員 利活用可能な空き家に関しては空き家バンクということで、空き家バンク、今、登録は何件ぐらいあって、その動きはどんな状況ですか。

都市計画課長 お答えします。

これまでの累計登録件数が11件ございました。そのうち6件については契約が成立い

たしました。まだ利用が少ない状態でございますので、今後ますます利用していただけるように努めていきたいと考えております。

以上です。

遠藤委員 ちょっとね、桁が違ふんじゃないかというぐらい少ないですよ。これもっとやはり知っていただく努力をお願いしたいと思います。とにかく空き家になってしまう、そうですね、いろんな理由はあると思いますが、ここを空き家にしていくというようにときに、じゃ市の空き家バンクに登録しようと思ってもらえるように、いろんな手を使って、もう少し周知をしていただきたいというふうに思いますね。空き家になっちゃって、地域のほうで誰に連絡取っていいか分からないとかって、そういう悩みもあるんですよ。そこらのところを一つお願いしたいのと、あと、やはり危険老朽化した空き家に対しての対処ということで、今、市として、行政としては所有者にお願いしかできないというようなところもあるとは思いますが、言ってみれば、特定空家に特定するというようなこともあるとは思いますが、それは今、市内にどれぐらいありますか。

都市計画課長 特措法に基づく特定空家というものに関しては、那珂市内では今のところございません。ただ、今後、危険が著しい物件であるとか、そのような特定空家と思われるものが出てきたときには協議会を開催しまして、速やかに対処してまいりたいと思います。

遠藤委員 お願いします。法律上は可能なわけですから、特定をして、どんどん日一日と建物は古くなっていきますからね。やはりこういった対応は必要だと思います。

もう1点、地域で困っているのは、特定する場合でも、それは言ってみれば建屋なんですよ、建屋。いわゆる危険老朽化していて、傾いてとか、古くなってとか、そこらに関して特定はできる、特定すればいろんな、指導、勧告、命令等々できるわけですが、雑草とか、草が生い茂っちゃって、建屋はそれほどでもないけれども、森みたいになっちゃっている空き家とかあるんですよ。ここらに関して何かしら手だてが取れないかなという声は結構あって、そこらに関してはいかがでしょう。

都市計画課長 おっしゃるとおり木が生い茂ってというところが結構ございます。管理者に通知文を送って、ぜひ対処してくださいというような取組はしております。まずもって、その管理者が対処すべき案件でありますので、なかなか手を出しにくい部分があるんですが、意識啓発に努めていきたいと思います。

笹島委員 これ空き家バンク、これ売れるからいいよね。こういうのは問題ないんですよ。売れないやつだね。特に売買が不可能なやつが増えていきますよね。今言っていた所有者不在とか、どこにいるか分からないとか、老人ホームかなんかに入っちゃっているとか、1人で亡くなっていたとか。いろんなケースがたくさん出てきますよね。それどういうふうに考えているのかな。すごく細分化されると思うんですけども。

都市計画課長 お答えします。

管理者が特定できないものについてはなかなか対応しにくい部分があるんですが、実は先日、議会のほうにお諮りしながら、開発許可に関する条例改正を行いまして、これまでは調整区域の空き家がなかなか手を出しにくいところだったんですが、それを改正しましたので、調整区域内の空き家であっても、誰でも住めるというような内容に改正をしておりますので、今後ますます利用していただけるのではないかなというふうに思っております。我々としてもますます利用促進をしていきたいと考えております。

以上です。

笹島委員 市街化区域はいいですね、売れますからね。今言っていた調整区域があくまで調整区域でしょう、誰でも住めるって言うけれども、それ売買はできないでしょう。

都市計画課長 売買もしていただけます。

笹島委員 じゃ一般の不動産屋の人に頼んで売買ができるようになるわけですか。

都市計画課長 おっしゃるとおりです。不動産屋を通して売買もできますし、賃貸といったことも可能になっております。

笹島委員 それはもう施行されたんでしたっけ。

都市計画課長 4月1日付で施行になります。

笹島委員 今年だね。ありがとうございます。

大和田委員 その4月1日からちょっと条例のやつで、本当に調整区域でも、売買もできるし、賃貸もできるというお話をこの間、報告を受けたんですけれども、その内容というのは、周知されているんですかね。例えば空き家の所有者だったり、例えば不動産屋だったり。要はリフォームして貸すなんていう、そういう事業者には周知なんかはされているんですか。

都市計画課長 条例改正につきましては、広告の発信ですとか、それからホームページによって発信をしていくというふうにしております。

大和田委員 この条例改正も、やはり空き家の所有者じゃなければ、多分その条例を使ってとか、使って売買したいとか、リフォームして賃貸したいとかということが、所有者しか申し出る方法はないですよ。所有者が手を挙げて、売買したいんだけどとか、不動産屋行ってとか、リフォーム屋へ行ってとかというふうに、所有者本人が言い出さないと動けないという状況ですよ。

都市計画課長 そうですね。空き家バンク制度等もございますので、それから条例のほうと併せて申し入れていただければ、もちろん新しい所有者の方に譲るとか、そのようなこともできます。

大和田委員 であれば、やはり所有者に、今後、こういう条例が改正されたので、調整区域でも売買できるよ、賃貸もできるよという提案、こっちから、市からも空き家対策の、解消の一環として提案もできるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はどうなんですか。

都市計画課長 委員おっしゃるとおり、今後ますます利用していただけるように、広告等につきまして対応してまいりたいと考えております。

大和田委員 できれば本当、所有者に広告というより、所有者が分かるのであれば、通知とかしていただくとともに、あと多分、事業者なんかでも、そういったのはやはりアンテナを立てていて、ここ空き家だから何か活用できないかっていって、多分、市に問合せなんかもすることもあるかと思うんです。そういった場合の対応はどうしていくのか。市は情報の開示だとか、所有者に、窓口、何ていうの、引継ぎというか、所有者につないでくれるとか、そういったのはしてはくれないのかな。どうなんでしょうか。

都市計画課長 件数がなかなか多いので、こちらから発信していくというのがなかなか難しい面があるんですが、まずはこの制度についてしっかり普及していくというところに重点を置いて取り組んでいきたいと思っております。

大和田委員 やはり普及するのが空き家の解消につながるので、件数は多いといっても、先ほど聞いても空き家は600件なんで、600件に対する措置、こういったものがあるよということですか、あと事業者はもしかしたらもうけかもしれないけれども、こちらとしても空き家の解消につながると思うので、そういった事業者とかとも連携して進めて広めていただきたいなと思います。

以上です。

遠藤委員 すみません、じゃその普及に関してのPR、制度の周知というのは、たまたまこれから出せると思うんだけど、固定資産税の納付書を送るときに、そういったことも、空き家バンクのPRと、あと今回の条例が改正されたので、そういったことも利用してくれということと言えるんじゃないですか。

開発指導室長 お答えします。

税務課のほうに関しましては、昨年度、ブロック塀の補助金等がございまして、そういったことについては対応させていただきました。今年度に至りましては、条例改正がありましたので、今回同封することも考えたんですが、本来の業務のほうで封書するものがたくさんあるというような話がございまして、今年度に至っては税務課のほうにちょっとお願いすることは、結果としてできなくなってしまいました。

先ほどの質問の重複するところなんですが、業者等への周知に関しまして、先月、宅建協会のほうから開発指導室のほうに事業の内容について説明をしてほしいというようなご依頼がちょうどありましたので、その段階で、今回の条例改正については不動産業者についてご説明を差し上げております。

ですので、委員ご指摘の内容に関しましては、一定程度は業者のほうに周知のほうをさせていただいているような状況になっております。今後ますます、窓口に来た場合には、不動産業者のほうに、こういった条例が変わりましたという話をご案内させていただきたいとは考えております。

以上です。

遠藤委員 分かりました。そういう状況はあるということですね。

そういった意味でちょっと思い出したんですが、そういうふうなことを業としてやるのは、例えば行政書士会とかね、司法書士会とか、そういういわゆる士業の協会、そういったところなんかには情報提供してもいいと思います。そういうの、いろんな市町村から情報が来ているから、そういったのが1点。

あと最後に確認は、空き家という建屋に関しては、調整区域内の売買、賃貸できるようになるということですが、その下の土地に関してもくめて大丈夫ですか。

開発指導室長 今回は開発行為に行った住宅を中心にはしていますので、空き地単独に関しては特に規制もなく、都市計画法以外の法令にのっとれば賃貸等できると思います。

遠藤委員 ごめんなさい、ちょっと聞き方が悪かった。まず空き家が流通に乗せられる。その下の土地、つまり土地建物とも処分したいんだよということは、当然、所有者としてはあると思うんですが、上だけ売れて下は売れないとかというのはおかしくなっちゃうから、調整区域内であっても、それは土地建物ともにまず大丈夫になったんですよと言う確認です。

開発指導室長 おっしゃるとおりです。

遠藤委員 それを分かった上で、空き地だけというのはなかなかもしかしたら制限があるかもしれないということなんですか、今のご答弁は。

都市計画課長 空き地だけですと、その建屋がなくなると空き家ではなくなってしまうので、ちょっとまた条例が適用できないということになってまいります。それで一般的な調整区域の取扱いということになってこようかと思います。

遠藤委員 了解です。

委員長 ほかに。

笹島委員 今のちょっと詳しく聞きたいんだけど、今までは市街化区域のものしか業者も扱えなかったでしょう、その売り買いはやっていたよね。そうすると、今度は業者も今言っていた、調整区域のものも売り買い、賃貸はできるわけ、それは。業者も。

都市計画課長 できるようになります、この4月1日から。

笹島委員 そうすると、別に役所が、よっぽどひどい空き家だったらね、手をかけたりなんかしなくちゃだけれども、これって業者がそういうのを見つけてくるんじゃないですか。それから、その所有者が業者に連絡して、今売れるようになればね、貸したいんだけど、売りたいんだけど、相談ですよ。市役所じゃないもんね。市役所はある程度の、今言ったように業者が取扱いできないような困難なもの、特定空家に近いようなものをやるような考えになるのかな、今度。じゃないとすみ分けができないでしょう、業者というものもあるわけだから。業者は営利追求です、利益追求するでしょう。でも、そちらはそういうことじゃないですから、ご紹介するわけでしょう。空き家バンクにその金額は載

せないで、ただ、こういう空き家がありますって載せるだけじゃないでしょう。どこでそれを知らせるの。

都市計画課長 まず、特定空き家というような悪い状態のものについてはちょっと売り買いというより先に、まず危険を排除しなくちゃいけないということになってきます。それから、まずもって制度の普及がされれば、こういう売り買いができるようになったんだということが知れ渡れば、業者のほうでも、委員おっしゃるとおりいろいろ動いていただけるのかなというのは思っております。

笹島委員 最近ね、ゴールドとかそういう貴金属のものも売り買いがね、売買が増えてきましたね、そういうショップとかネットとかですね。ですから、その今言っていた購入、空き家の云々の売買云々、賃貸云々の専門業者も那珂市もありますよね、2つか3つくらい出ていますよね。だから、そういうものも今度はどんどん増えてくる、それがビジネスになるとね。ですから、どの程度まで首突っ込んでやっていくのかというものは大体明確にしているんですか、それは。何回も同じことを聞くけれども。

都市計画課長 我々といたしましては、まず空き家バンク制度がありますので、空き家をまず市のほうで把握して、売りたい人はそこに登録していただいて、買いたい人はバンクを使って買っていただくという、まずそこから取り組んでいきたいと思っております。

委員長 ほかがございませんか。

副委員長 今600件とおっしゃったんですか、空き家の数、600戸。平成27年に調査したときに870戸というふうに伺っていたんですけれども、そうすると、何年ですか、七、八年で大分減ってきたということなんですかね。

都市計画課長 委員がおっしゃる27年当時の調査は、たしか自治会等に照会をしながら調べた数字でございまして、ちょっと調査方法が違います。令和2年のほうの調査結果ではおよそ600件、630件ぐらいというふうに把握しているところです。ただ、数字は変動しますので、あくまで令和2年度末時点という数字でございます。

副委員長 ということは、減ってきたということですか、それは分からないということなんですかね。

都市計画課長 はっきりした数字は把握しておりません。ただ、年々増えていく傾向にはあるというふうに考えております。

副委員長 平成27年のやり方と令和2年のやり方が違うということは、データの的にはあまり比べようがないということですよ。じゃ現状は今、増えているのか、今の課長の答弁だと、増えている傾向ではあるけれども、調査数は減っているという矛盾した話になってしまうんですけれども、どういう根拠で増えているということなんですかね。

建設部長 前回、八百何件というのにつきましては、自治会のほうにお願いしまして、実際に、多分ここは住んでいないとか、兄弟が、誰かがというような形で、自治会のほうでおおよそここは住んでいないというのも含めて正式な数字ということで計上した部分が入っ

ていますので、実態に合っていない数字も若干入っていたというのが現状です。です  
で、令和2年度のほうについては、正式に土地所有者とか、相続とか、いろんな部分  
を含めて判断して、最終的に600件というようなところで集計がまとまったというのが現状  
です。

ただ、相談件数等も少しずつ市役所のほうにありますんで、年々増えている傾向にはあ  
るというのは課長の答弁と同じような形になります。

副委員長 ということは、基準値としては、今のその630が基準値と考えればいいと。昔調べ  
たのは曖昧な数字だったという、そういうことでよろしいんですかね。分かりました。

あともう1点お聞きしたいんですけれども、建物を壊してしまうと固定資産税が6倍に  
なってしまうということに対して、これというのは、ごめんなさい、今は変わっている  
んですか、そこは。

都市計画課長補佐 お答えいたします。

そういったところについては変わっているわけではございません。ただ、今回、空家特  
措法の改正に伴いまして、勧告を受けたような管理不全のような建物の敷地は住宅用の  
特例をなくすようなことができるというようなことが定められたというような状況にな  
っております。

副委員長 ということは、これから那珂市でそういう条例を決めていくことができるようにな  
るという、そういう解釈でよろしいんですか。

都市計画課長補佐 こちら条例で決めるというよりも課税の問題でございしますので、そういっ  
たことができるようになったという形の状況です。

副委員長 できるようになったんで、今後やるかもしれないけれどもということですね。分か  
りました。

委員長 ほかがございせんか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございせんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第12号 水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地地区画整理事業  
に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

執行部よりご説明を願います。

都市計画課長 議案第12号をご覧ください。

1 ページです。

水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業に関する条例を別紙のとおり廃止するものとする。

提案理由は、上菅谷駅前の区画整理について、平成29年に換地処分が行われ、清算金が発生していますが、対象地の所有者が支払いに応じなかったため、これまで滞納されていました。そのような中で、1月10日に所有者から連絡を受け、本人が市役所へ来訪し、全額を納付して完納となりました。清算金の完納をもって、当事業は完了となるため、本条例を廃止するものです。

2 ページをお願いします。

案文を読み上げます。

水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業に関する条例は廃止する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 これ滞納金幾らだったんですか。

都市計画課長 お答えします。

およそ277万円でございました。

笹島委員 どのくらい滞納されたんですか。

都市計画課長 期間ということではよろしいんでしょうかね。平成29年に換地処分が行われていますので、それ以降現在までおよそ6年ぐらいでございます。

笹島委員 理由は何だったんですか。

都市計画課長 お答えします。

清算金がまず発生している理由なんです、平成17年当時におよびますが、所有者の方が換地面積を増やしてくださいというようなご要望をされました。それを受けての換地処分だったんですけれども、換地処分までの間に対象地の所有者の、会社なんですけれども、会社の代表者が代替わりされておりまして、平成17年当時の代表者と現在の代表者が違う人物でございます。そのため希望される方針が変わりまして、そのようなことから理解が得られなくなってしまったという経緯がございました。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（都市計画課所管部分）を議題といたします。

まず、2款総務費の所管部分について、執行部よりご説明を願います。

都市計画課長 予算書の45ページをお願いいたします。

予算書の内容について、款、項、目、予算額の順に説明します。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の予算額は3億9,119万3,000円です。このうち都市計画課の所管分は4,624万3,000円です。

内訳を説明します。予算書の48ページ、お願いします。

2段目、地域公共交通活性化事業の予算額は299万1,000円です。採算が取れていないバス路線に対して補助を行うことにより、市民の生活に利用される交通路線の維持を図るための費用です。

3段目、公共交通利用促進施設管理事業の予算額は617万6,000円です。水郡線の利用促進のため、駅前駐車場の清掃、除草作業や駅前公衆トイレの清掃管理等に要する費用です。

4段目、デマンド交通運行事業の予算額は3,632万7,000円です。日常生活での移動に不便を来している地域住民の交通手段を確保するよう、デマンド交通を運行するための費用です。

予算書の50ページをお願いします。

3段目、運転免許自主返納等支援事業の予算額は74万9,000円です。自主的に運転免許を返納された高齢者等の方がデマンドタクシーを利用するきっかけとしてもらうよう、特別利用券を交付するための費用です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

副委員長 免許の返納なんですけれども、令和4年、5年、どちらでもいいんですけれども、どのぐらいの方が返納される感じなんですか。

都市計画課長 お答えします。

およそ200件ございました。

副委員長 それは1年、令和4年。

（「令和4年度です」と呼ぶ声あり）

委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員 ちょっと今の免許返納にも絡むんですが、たまたま昨日かな、茨城新聞かなんかに出ていたんですが、買物弱者に関しての記事が出ていて、これ那珂市でどれぐらいの方がいらっしゃるか、これちょっと公共交通に関係する、デマンドにも関係するかなと思って、ちょっと話なんですけれども。買物弱者って、昨日の新聞の記事だと、高齢者、65歳以上で直線距離で自宅から500メートル以内にスーパーとかがなくて、運転できない人。これが交通弱者というような形だったんですが、もうその中でいくと、全国でもう4分の1は買物弱者ということらしいんですね。県内は26%、茨城県も26%、たしか長崎県は41%がもう買物弱者ということになっているようなので、今後このデマンドなり公共交通の考え方がすごく大事になってくるだろうと思うんですが、那珂市においてのこの買物弱者というのはどれぐらいの方がいらっしゃるかというのは、データはまだないでしょうが、こういう方々に対して、こういったデマンドなり、あと公共交通の活性化の事業なりで対応していかなきゃいけなくなると思うんですけれども、そこら担当課としての所感はどうですか。

都市計画課長 お答えします。

まず、デマンドタクシーなんですが、デマンドタクシーの利用している人、あるいはしたいという人が今のところ市民の4%程度の方が利用したいと、あるいは利用しているという状況でございます。今のところまだそれほどの多い数ではないんですが、ただ、委員おっしゃるとおり買物弱者の方、たくさんいらっしゃって、今後ますます利用が増えてくるというような状態も予想されますので、そういう状況を見ながら適切に対応していきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、7款土木費の所管部分について、執行部よりご説明願います。

都市計画課長 予算書の122ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費の予算額は1億5,453万1,000円です。このうち都市計画課の所管分は、職員人件費を除く632万4,000円です。

その内訳は、予算書123ページの3段目、都市計画総務事務費293万2,000円や124ページの一番上、木造住宅・ブロック塀等耐震化推進事業費184万円、4段目の空き家等対策事業費101万7,000円などであります。

次に、予算書124ページの下の方、7款土木費、3項都市計画費、2目まちづくり事業費の予算額は1億1,061万4,000円です。下菅谷地区まちづくり事業費は、下菅谷地区の地区計画エリアにおける街区道路の整備等に要する費用です。令和6年度の主な内容

は、道路改良舗装工事の請負費や道路用地の購入費です。

次に、予算書124ページの一番下、7款土木費、3項都市計画費、3目街路整備費の予算額は7億1,291万6,000円です。

内訳を説明します。124ページの一番下の段、菅谷市毛線街路整備事業費は3億8,219万2,000円です。国道349号を補完し、市街地の骨格を形成する幹線道路として位置づけられている菅谷市毛線の整備に要する費用です。主な内容は、道路改良工事の請負費です。

125ページをお願いします。

2段目、下菅谷地区街路整備事業費は2億7,972万4,000円です。下菅谷地区において地域の活性化と駅へのアクセス強化を図るため、上菅谷下菅谷線と下菅谷停車場線を整備する費用です。主な内容は、道路改良舗装工事の請負費や道路用地の購入費、物件移転の補償費です。

3段目、菅谷飯田線道路整備事業費は5,100万円です。那珂インターチェンジと国道118号を結んで道路交通ネットワークの強化を図るため、菅谷飯田線を整備する費用です。主な内容は、道路用地の購入費や物件移転の補償費です。

次に、予算書125ページの一番下、7款土木費、3項都市計画費、5目公園事業費の予算額は5,033万4,000円です。公園管理事業費は公園緑地の維持管理に要する費用です。主な内容は、宮の池公園など都市公園の緑化管理の委託費です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 125ページの菅谷飯田線道路整備事業5,100万円です。これは主にどういうのに使ったんですか。どこの場所とどういうあれですか、ちょっと詳しく教えてください。

都市計画課長 お答えいたします。

公有財産の購入費、道路用地の購入に使います約4,900平米の購入費用、その他、伴って生じる補償、補填、賠償金等に要する費用でございます。

以上です。

笹島委員 場所はどことどこのあれでしたっけ。

都市計画課長 お答えします。

那珂インターチェンジから国道118号までの区間なんですが、延長でいいますと約2,200メートル区間でございます。

笹島委員 そこをどういうふうにするんですか、これは。

都市計画課長 お答えします。

都市計画決定しておりまして、幅員約27メートルでございます。27メートルの道路を整備するための費用です。

笹島委員 そうすると、那珂インターチェンジから国道118号までが幅員27メートル、これ4車線なんですか。

都市計画課長 おっしゃるとおり4車線でございます。

笹島委員 そうすると、これは那珂市がやるんですか。あの道路というのは那珂市の道路なんですか。

都市計画課長 バードラインのところなんです、那珂市で施工いたします。

笹島委員 ごめんなさい、私ちょっと無知なもので分からないんですけども、バードラインというのは国、県、市というと、市の所有なんですか。

都市計画課長 市の管理の道路です。

笹島委員 そうすると、前、途中までは県道でやっていましたよね、どこでしたっけ。駒潜、そこまでやっていましたよね。県でやっていましたよね、あれね。あれは分かれちゃうわけですか、今度は市道になるわけですか。あそこまで県道で、その先は国道118号で市道になるわけですか。ちょっと分からないもので。

都市計画課長 お答えします。

都市計画道路であっても、その区間によって管理者が変わるということとはございます。

今回の区間は市の管理区間でございまして、延長約2,200メートル区間を施工いたします。

笹島委員 何で4車線にするんですか。那珂インターチェンジから国道118号、一部ですよ。118号線はまだ4車線化がされていませんよね。

都市計画課長 お答えいたします。

今、県のほうで国道118号の整備を行っておりまして、北のほうから事業を進めてきて、今、大洞ため池の辺りまでの4車線化工事を進めてきております。そこまで4車線化が進んでいきますので、県のほうで。それに合わせて市のほうでも菅谷飯田線の整備を4車線で行って、道路ですのでつながないとミッシングになってしまいますので、そのようなことのないように進めてまいりたいと思います。

笹島委員 そうすると、国道118号も今、4車線化するという、交通量が増えるという見込みで4車線化するんですよ。具体的にどのような、そのシミュレーションをつくったんですか。じゃないと、やはりこの4車線化ってすごく費用がかかりますよね、幾らか分かりませんが。多分5億円、6億円じゃないですよ。ゼロがちょっと違いますよね。50、40、30とかね。どこからお金が出てくるのか分からないんですけども。じゃ交通量が増えるというシミュレーションがあるわけですか。確定しているわけですか、それが。

都市計画課長 お答えします。

ちょっとシミュレーションでもあるので確定ということではないんですが、菅谷飯田線、市の区間で言いますと、交通量が今、1万台を超えている状況です。渋滞も時折発生しているという状態でございまして、今後、国道118号の交通量が増えてくるというふうに

見込んでおりますので、インターチェンジまでの区間につきましても、当然ながら増えてくるということで、現状よりは増える。現状であっても2車線では足りておりませんので、4車線で整備するというふうに考えております。

笹島委員 今言っていた駒潜までは4車線ですよ。そこから2車線になっていますよね。その勝田から来る、産業道路みたいなものですから、那珂インターチェンジまでが、これが増えているんですよ。今後増えていくんですよ、今お話だと。

もう一ついいですか。那珂インターチェンジから国道118号、那珂インターチェンジからですよ、今言っていた4車線化しようとするところ、左側は水戸市のほうへ行きますよね、右は常陸大宮市、大子町のほうですよ。要するに両方とも、その今言っていた那珂インターチェンジから国道118号の福島方面も増える。それから、那珂インターチェンジから今言っていた水戸市方面も増えるという想定で考えているんですか。

都市計画課長 お答えします。

すみません、先ほどお答えしたのは6年度の予算の説明でしたので、令和6年度の事業区間、那珂インターチェンジから国道118号までの2キロメートル区間について増えていくという予測で説明申し上げました。ただ、南側につきましても、同じつながっている道路ですので、増加する傾向にはございます。

笹島委員 そうですよ、道路はつながっていますよね。2キロメートルくらいやったって、ごめんなさい、あそこが渋滞する云々じゃないですよ、先に行くからですよ、常陸大宮市とか常陸太田市へ行く車が増えていく、水戸市方面が増えていく。要するに何か大きな団地ができるんでしょうけれども、とか工業団地ができると、そういう想定ですよ、増えるというのは、交通量が増えるというのは。自然に増えないですよ。何かがあれば、車って目的がなければ行かないですからね。ですよ。そうすると、今言っていた常陸大宮市とか大子町の方面に大きな団地ができる。人口が増えていく。それから工業団地が大きなのができる。水戸市方面も商業都市ですね。そういうのができてくる。そういう何か確たる根拠があるわけですよ、将来的に。自然に車が増えるというのはあり得ないですよ。それ分かっていますよね。

都市計画課長 お答えします。

将来交通ネットワークというのは推計しながら進めているところです。まず、今事業化しているのが那珂インターチェンジから北側の区間、国道118号までタッチする区間です。まずここを今、事業化しておりますので、まずここを進めてまいりたいと考えております。

笹島委員 これすごくコストがかかることなんで、必ず根拠をつかんでいて、今言っていた、まず、その辺りが人口が増えていくとかね、一部分に、県北のほうが増えていくんでしょう、水戸市のほうも増えていくんでしょう。それから今言っていた工業団地とか、今言っていた、あと普通のその、人口が増えますから、家とかそういうのが増えていくとい

う、何か根拠がなければ、道路って造る意味がないですよ。まして2キロメートルくらいのところですから。それでも30億円とか50億円ぐらいかかるのかな、私、分からない。それも市のほうであれでしょう、単独でこれ賄うわけでしょう。県とか国が補助をくれるわけじゃないでしょう。そうすると、負担が大変じゃないですか。いや、ごめんなさいね。5万円、6万円くらいだったら構わないんですけども、黙っているんですけども、非常に金額が高いわけですから、心配するわけです、私は。やるやらないというよりも、心配するわけ、大丈夫かな。ほら、現実的に県北地方も人口減になっていて、那珂市も緩やかに人口減になるかもしれないけれども、今言っていたむやみやたらにこういうものを費用をかけてやって大丈夫かなという心配から言っているわけなんですけれども、どうですか。

都市計画課長 お答えします。

この菅谷飯田線の整備につきましては、国のほうにも申請を出しておりまして、社会資本整備総合交付金を活用して10分の5.5の補助でございます。その交付金を活用しながら進めていきたいと考えております。

笹島委員 その10分の5.5というのは確実にもらえるあれというのはあるんですか、根拠は。

都市計画課長 お答えします。

社会資本整備総合計画という計画を国のほうに出しておりまして、その計画に基づいて、国から交付を受けながら進めていきますので、交付を受けた分について、その年度で工事を進めるというやり方でやっていきたいと思っております。

笹島委員 そうすると、年度年度でやっていくから、すごく時間がかかるんじゃないですか。

大丈夫なんですか、それ。私が思うのにはね、今2.2キロメートル云々というのは、交通量が普通だったら、一般人だとね、2.2キロメートルでしょう。国道118号、やはり予算もつかなければ、今言っていた事業が始まらないわけですから、これもいつになるか分からないでしょう。その2.2キロメートルの部分だけ、今言っていた将来性が分からないところに、国から10分の5.5もらえるからということでやっているけれども、一般的に考えると、どこでも交通量が増えた時点で4車線化していくとかということですよ。高速道路、分かりますよね。圏央道なんかはまだ2車線になっていますよね。それで、もちろん予算がないからあれであって、次に4車線化していくという。交通量が増えてくる見込みがあるから、予算があるからって、こういうやり方をしますよね。そういうやり方はしないんですか。

都市計画課長 お答えします。

今、現状2車線でございますので、今後ますます交通量が増えていくという予測を考えますと、現状でも渋滞している状況ですので、これを解消するためには4車線というふうに考えております。整備予定につきましては、当然、国のほうからの交付金が多い、少ないによって多少進捗状況にも影響が出てくる可能性はございますが、頂いた交付金

を使いながら順次進めていきたいというふうに考えております。

大和田委員 これ主要事業説明書の地図のやつ、何ページだか分からないですけども、地図。令和6年度事業箇所というような。92ページのやつで地図があるんですけども、さっき菅谷飯田線の話はちょっと先ほど笹島委員から話があったんで、それは置いておいて、そのほかの菅谷市毛線ですとか下菅谷の街路整備ですとかまちづくり、これ供用開始までのスケジュールってどうなっているんでしょう、それぞれ。

都市計画課長 お答えします。

まず、下菅谷まちづくり事業につきましては、令和8年度までの計画補助を国のほうから頂いておりまして、8年度を目指して進めていくという予定で考えております。

それから、菅谷市毛線なんですけど、この路線につきましては、760メートル区間、幅員16メートルで整備を行っているところです。用地買収が残り1件で、その他ほぼ全て完了しているため、道路改良工事を計画的に進めてまいります。令和8年度ぐらいの完了を見込んでおりますが、用地のまだ未取得のところもありますので、多少前後する可能性はございます。

以上です。

大和田委員 聞いていたのは、菅谷市毛線は令和7年ぐらいかななんて俺、頭の中ちょっと入っていたようなんですけども、用地買収がなかなかうまくいっていないという。

ちなみにこの下菅谷街路整備事業というのは、上下線と停車場線と、それも分かれていると思うんですけども、それはどうなんですか、どちらがどう先とかというのは。

都市計画課長 お答えします。

上下線と下停線、合計で約1キロメートルなんですけれども、地権者が約60名いらっしゃいます。未買収が残り半分ほど、まだ残っております。下停線につきましては400メートル区間は供用しているんですけども、残り600メートルございますので、引き続き用地買収と、それから道路改良工事を進めていきたいと考えております。

大和田委員 この下菅谷地区の街路整備に連続照明の整備工事なんていうのが入っていただけたのは、本当に地元も要望していたので、非常にうれしい限りなんですけれども、この菅谷市毛線なんかはそういったのは計画には入らないんですかね。

都市計画課長 すみません、現在のところ整備予定には照明は入れておりません。

大和田委員 できればこの菅谷市毛線って暗いんですよ。よくよくずっと南から北までね。

なので、少しこれ入れてほしいな。ただもう、これも多分、東組なのか堤なのか、杉なのかというような道路になると思うんですよ。そうすると、防犯灯なんかもね、自治会がまたいで難しい状況になるかと思うんですけども。そういったのはどんなふうにお考えなのか。

都市計画課長 すみません、道路照明なんですけれども、都市機能誘導区域、あるいは市街地区域の中はまず優先的に照明が必要なところというふうに考えてつけていきたいという

ふうに考えております。それ以外のところにつきましても必要性に応じてということになるんですが、対応してまいりたいというふうに考えております。

大和田委員 自治会に防犯灯の丸投げとかじゃなくて、市としても照明のほうを考えていただきたいと。今、既存の都市計画道路についてちょっと再度検討いただきたいと思います。

以上です。

遠藤委員 下菅谷地区の事業なんですけど、これ地図を見ると、まさしく下菅谷地区と一番端のほうに、ちょうどかわねやの信号から東に入ってくる道の、ちょうど今回のふれあいセンターすがやに至るまでのこの間の路面が控えていますけれども、ここも拡幅して整備するんですか。

都市計画課長 お答えします。

交差点の影響部分につきまして、この事業で整備するよう計画しております。

遠藤委員 大変結構なことだと思っていて、ふれあいセンターすがやが今度6月にオープンするに当たって、やはり地域の中でも、ちょっとここってそもそも結構ごちゃごちゃしていて危ないんだという声があって、旧道の信号、それからすぐ南側のほうに丁字路があって堀之内のほうに抜けていく、あそこからも車が出てき、なおかつかわねやの入り口が2か所ぐらいあって、郵便局もあって、その先にふれあいセンターすがやができると。そこがカーブになっていて、なかなか見通しもよくないということで、ふれあいセンターすがやができると、かなり交通量が、今よりもかなり増えるだろうということで、結構危険性が増すだろうという地域の中で不安があるんです。

これっていつ頃、このかわねやの信号から東側に抜ける道は拡幅されるんですか。

都市計画課長 お答えします。

予定ですので、多少前後する可能性はあるんですが、一応令和7年度を目指して完了したいというふうに考えております。

遠藤委員 とにかくふれあいセンターすがや、もうオープンしますから、なるべくちょっとここは早めにやっていただくといいのかなというふうに思いますので、お願いしたいなところと、あと1点、菅谷飯田線ですけども、これはちょっと経緯が、ごめんなさい、よく分からないんですが、トータルの総事業費ってどれぐらいになるんですか。

都市計画課長 お答えします。

数年前の議会で一度お答えしているというふうに伺っておりまして、その当時、20億円ちょっとというふうにお答えしているようです。ただ、地盤改良費用とか、その辺のもろもろを考えると、多少膨らむような可能性もあるのかなというふうには思っております。まだ設計中ですので詳細な事業費は把握しておりません。申し訳ございません。

遠藤委員 昨今の資材高騰も含めれば、もう少し、地盤の部分もあれば20億円では済まないのかもしれないんですが、先ほどの話と、これ国・県からどれぐらいの補助がもらえる

んですか。

都市計画課長 お答えします。

社会資本整備総合交付金という交付金を活用しておりますので、10分の5.5の交付金を頂けるといふふうに考えております。

以上です。

遠藤委員 これは国から5.5ということは、11億円ぐらいいは国からもらえて、残りの9億円は市でみるということになりますか。

都市計画課長 おっしゃるとおりです。

遠藤委員 分かりました。

例えば菅谷市毛線なんかはもう南からずっとこうやってきて、もうとにかく抜けなきゃいけないということで、どんどん進めていく必要がある道だと思いますし、また、下菅谷まちづくり事業は、これももう本当にずっと前からのので、やはり周辺住民の皆さんも多くて、これもある意味、念願の事業だろうというふうに思うんですが、この菅谷飯田線に関しては、先ほど渋滞という話がありましたが、どれくらい渋滞するかという何かデータの的なものってあるんですか。

都市計画課長 お答えします。

延長何メートル区間とか、そのようなデータは、すみません、持ち合わせていないんですが、渋滞がよく見られるという状況は確認しております。

遠藤委員 すみません、ちょっとあまりそこでそういう場面に遭遇はしていないんですが、やはり先ほどのいわゆる下水道にしたって、水道管にしたって、今後、更新に何億円も何十億円もかかっていくというような審議をしておりますので、本当に非常に血税、大切な税金でやるわけです。当然、道路改良も整備も、いわゆる管理もしていかなきゃいけないという中で、これが約10億円は市のほうでみるというお金になるんですけども、これって、ちょっと先ほど数字を見ていたら、幅員なんです、菅谷市毛線は2車線ですもんね。菅谷飯田線は4車線というようなことですね。4車線にする根拠という、何かあるんですか、交通量的に。

都市計画課長 お答えします。

交通量が1万台を超えておりますので、1万台を超えると4車線整備が必要というふうに道路構造令にのっとって決定しております。

以上です。

遠藤委員 1万台というのは、年間に1万台、そのデータ、後で資料として提出してもらってもいいですか。

都市計画課長 1日当たり1万台なんです、後ほど資料をご用意いたします。

委員長 後ほど資料の提出をお願いいたします。

ほかになれば、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩（午後0時24分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開いたします。

土木課が出席しております。

続きまして、議案第27号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

土木課長 土木課長の高塚です。ほか4名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第27号をご覧ください。

議案第27号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

整理番号1、路線番号8-3155号線、起点、那珂市菅谷字大木内746番16地先、終点、那珂市菅谷字大木内746番5地先。

整理番号2、路線番号8-3156号線、起点、那珂市菅谷字西新地4668番11地先、終点、那珂市菅谷字西新地4668番5地先。

提案理由といたしましては、道路法第8条第1項の規定により、路線の認定をするため、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

今回の認定につきましては、開発行為により帰属された新設道路を認定するものでございます。

2ページをお願いします。

認定する市道の内容です。

整理番号1、敷地の幅員6メートルから10.3メートル、総延長112メートル。

整理番号2、敷地の幅員6メートルから12メートル、総延長56メートルです。

3ページをお願いいたします。

整理番号1の認定路線位置図です。場所につきましては、国道349バイパスのホームセンターカンセキ那珂店の交差点を東に行ったところの場所になります。

4ページをお願いいたします。

黒線の太線が認定する箇所です。丸印が起点で、矢印が終点を示しております。

5ページをお願いいたします。

整理番号2の認定路線位置図です。場所につきましては、那珂市商工会館を西側に行った場所になります。

6ページをお願いいたします。

こちらも丸印が起点で、矢印が終点を示しております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 これ認定の大木内線が杉の団地へ行くほうだと思うんですけども、その手前かな。

その今言っていた十文字のところにながしま歯科がありますね。そこから随分、状態が非常に悪いんですけども、整備する予定はあるんですか。

土木課長 路線番号1の位置図の8-3155号線の開発のところの前の南側の道路です。現在のところ委員おっしゃるとおり、多少、道が悪いなというのは感じております。その都度、補修等では対応はしているんですけども、いろんな部分で大きく補修とか、そういうのも考えていきたいなとは思っております。

以上です。

笹島委員 なぜそんなことを言うかという、ここら辺すごい家建ってきているんですよ、アパートとか戸建てがね。ですから、これでは済まないような気がするんですけども、早急に何かやる予定はないんですか。用地買収が大変でしょうけれども。今のうちでしたら農地もあるからね。

土木課長 委員の指摘のとおりですけども、早急に対応するということは、今はちょっと考えてはいないんですけども、いずれこの道路の東側に菅谷市毛線という都市計画道路もできてきますので、それに合わせて交通のルートとかも変わってくると思いますので、そういうのも鑑みながら補修をしていきたいなというふうに考えています。

笹島委員 道路状態、行ってみれば分かりますけれどもね、もう最悪の、市街化区域とは思えないね、もう細くて曲がって凸凹でという最悪の状態なんですけれども、これなぜそんなことを言うかという、またここら辺もやはりね、今言っていた遺産相続云々で、どんどん畑が宅地化されて、住宅が建ってくるんですよ。これは、行っていっちゃるから分かるでしょうけれども、待ったなしだと思うんですよ。ですから、逆にインフラ整備が後手後手になっていて、今言った家が先に建っちゃって、道路が整備されていない。そこにどんだん車があれするという、那珂市の行政が後手後手に回っているような気がするんですけども、これは本当に冗談抜きで早くしないと、大変なことになると思うんですけども、そういう危機感はないんですか。

土木課長 委員おっしゃるとおり、その道路は道が悪いなというのはうちのほうでも認識はしております。その中で最小限ですけども、今のところは補修をさせていただいてやらせてもらう。その後いろんな部分で変われば、ちょっと整備とか大きく補修をしていくとかというふうには考えていきたいと思います。

笹島委員 何でしつこく言うかという、今言っていた補修云々って、その場しのぎなんだよね、要するに。だから、これ計画して、今度、今言っていた実施されるまで何年もかかると思うんでね、今から、今言っていた用地買収とかなんかをやっておかないと、今言っていた、家は建てられる、その後に道路を拡幅しようができないから、今のうちにや

らなきゃいけないんですけども、今言っていた、こういう市街化区域でどんどん家が建ってくるといふところの、悪くいえばちょっと行政サービスの低下につながるといふんですけども、副市長、どうなんですか、こういうのって。

副市長 ありがとうございます。

委員 おっしゃるとおり、菅谷を見ても開発が優先して、狭隘な道路が残っているような状況があると思います。先ほど言いましたように、幹線道路整備に向けた動きもありますので、ここだけというよりも全体的なバランスを見ながら計画的に今後進めていく必要があるかなと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

笹島委員 副市長は現場へ行ったことありましたっけ、こちら辺は。

副市長 すみません、この部分についてはありません。申し訳ありません。

笹島委員 一度ちょっと行ってください。非常にこの住宅地が増えている割には、ここがインフラ整備されていないんでね。なぜこんなことを言うかという、やはり那珂市というのは、財政というのは決まっていますよね。そうしますと、固定資産税と住民税ですよ。そうすると、やはりよそから転入させていって人口を増やしていくという手法ですよ。そのためには、インフラ整備って大事ですよ。新しく入ってきた方はほとんど文句は言いません、やはりある程度の整備がされていれば。ですから、どんどんそういう転入させていただくという、そういう将来的な方向。そのためには行政サービスとして、今言っていたごみ問題とか道路問題とか、下水道とか、いろんなものがありますよ、インフラ。それをやっていけば、もうあと住民の方は何も文句言いませんので、そういう形って非常に簡単だと思うんですね。でも、行政がやることって決まっているんですよ。こういうことが整備されればどんどん人が入ってくる。されなければされないほどどんどん人が去っていくという形になりますんで、それが大事だと思うんですけども、どうですか、副市長、その考えは。間違っているかな、私の考えは。

副市長 ありがとうございます。

委員 おっしゃることはもっともだと思いますので、先ほど言ったようにどこの部分やるかというのは、今、位置づけを持って返事ができるわけではありませんので、先ほど言ったように全体を見ながら計画的な整備というのは必要だと思いますので、そういったものを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

笹島委員 副市長、ぜひここはちょっと見に行ってください。ちょっとどういうふうにかというのを副市長の目で、ちょっと感じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

副委員長 東組のほうの道路のほうなんですけれども、路線図1のほうです。これ確かにこの先に都市計画道路が真っすぐぶつかるという計画になっているんですよ。今おっしゃっ

たように、ながしま歯科のところから入っていくと、水路があって、二手に分かれるんですね、Y字路になって。このY字路、どっちも細いんですけども、どっちも家が建っているんです。都市計画道路にぶつかる最短距離は右なんですけれども、今回、認定はこれ左なんです。そういうところの都市計画上のことを考えて、例えばこれ認定拒否とってなった場合というのはどうなるんですか。

土木課長 開発をするのはその土地で、今回はこういう、後ろの4ページの図面の公図で大きくなった土地を個人で開発を起こして、道路を接道をつくって分譲しようという形になっております。開発中での道路を新設するに当たっては、開発行為の道路として整備をしていただいたのを市道として帰属を受けるというふうなことでなっておりますので、今回帰属を受けて、それを認定するという形でやらせていただきます。

副委員長 認定しないと言っているわけじゃないんですけども、これは必ず認定しなきゃいけないものなんですか。

土木課長 そのとおりでございます。

副委員長 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（土木課所管部分）を議題といたします。

まず、5款農林水産業費の所管部分について、執行部よりご説明願います。

土木課長 それではまたよろしくお願いします。

予算書の107ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、こちらのうち土木課所管につきましては、下段、湛水防除施設維持管理事業でございます。予算額746万5,000円です。主に久慈川にあります3か所の排水機場の維持管理費でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、7款土木費及び10款災害復旧費の所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

土木課長 予算書の117ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書につきましては94ページから103ページが土木課所管事業となっております。

款、項、目、本年度予算額の順にご説明いたします。

下段になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、本年度予算額1億6,126万8,000円。職員人件費及び道路整備事務費でございます。

続きまして、119ページをお願いいたします。

2目道路維持費、本年度予算額3億193万1,000円。道路の維持管理に要する費用でございます。

120ページをお願いいたします。

下ほどになります。

3目道路新設改良費、本年度予算額4億8,144万1,000円、前年度と比較して4,857万2,000円の増となっております。増額の理由といたしましては、冠水対策推進事業での工事費が増額となったためでございます。

121ページをお願いいたします。

中ほどになります。

4目橋りょう維持費、本年度予算額1億4,859万5,000円、前年度と比較して1億86万6,000円の減となっております。減額の理由といたしましては、橋りょう修繕工事で高速道路に係る橋梁が減ったことによる工事費の減でございます。

下段になります。

7目土木費、2項河川費、1目河川総務費、本年度予算額126万9,000円。那珂川と久慈川にあります樋管の管理費用でございます。

122ページをお願いいたします。

中ほどになります。

2目河川維持費、本年度予算額357万3,000円。市内にあります調整池及び排水路の維持管理費用でございます。

続きまして、171ページをお開き願います。

中ほどになります。

10款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、1目現年災害、本年度予算額4,000円。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

遠藤委員 事業説明書の96ページですが、道路維持清掃事業です。除草作業が、例えば昨年なんかもちろち本当に除草が求められているところがすごく多かったんですよ。やはり道路の管理というのがすごく今は大事だろうなというふうに思っていて、昨年の予算額よりは1,000万円上げてもらっていますけれども、逆に言うと、これでも足りるのかなというぐらいの感覚がありまして、本当に昨年の夏はあちこち、草刈ってくれ、草刈ってくれて、本当に多かったもんですから、そこらの感覚で、ちょっとここらというのは予算立てとしてはどうなのでしょう。

土木課長 ありがとうございます。

道路除草に関しましては、委員のおっしゃるとおり、予算立ては頑張っているんですけども、なかなか取れる状況ではないんですけれども、うちとしても市道の除草を委託したり、直営で除草を行ったりはしております。まだまだ行き届かないのは分かっておるんで、地域の方とかも、いろんな人に協力してもらいながら除草をしているところで、非常に感謝しているところです。

引き続き自治会だったり、地域の方にいろいろお話は伺っておるんで、そういうところを対応できるようにやっていきたいとは考えております。

以上です。

遠藤委員 まさしくね、ご苦労なさっているんだろうなとは思っています。県のほうでも里親事業みたいな、道路のね、ありますが、地域の方にご協力いただくような、そういう制度って市にはないんですたっけ。

土木課長 市のほうでも報償金制度として自治会とかで支払ってやっていただいているのはございます。

遠藤委員 言ってみれば、そういう里親みたいなネーミングがあるんですか、事業として。

土木課長 ネーミング的なものはないですけども、各自治会で協力してもらっているところは、自治会として、うちと契約をしながら報償金として自治会にお支払いしているというのはございます。

遠藤委員 分かりました。

あと、ちょっとそれ昨年聞いた話では、こういった業者に清掃作業も委託するわけですが、とにかく昨年、暑過ぎて業者のほうも、いわゆる働き方改革で、1日の半分しかもう時間も取れないと、暑過ぎて、熱中症になっちゃうからというようなことで。やはりそういったところで発注する期間なんかもある意味、すごい酷暑を考慮してちょっと発注していただいたり、そこらのところというのは考えてもらわないと、今年もまた暑いようですから。そこらのところをちょっとね、ご配慮いただいてというふうに思ってお

ります。

もう1点ですけれども、橋りょう費、調書で言うと102ページで、橋梁の修繕事業ですが、これが逆に1億円減額になって、先ほど高速に架かる橋梁が減ったとかという話ですが、ちょっとよく意味が分からなかったんで、もう少しご説明をお願いします。

土木課長 失礼いたしました。

橋りょう長寿命化修繕事業でございしますが、工事費で1億円から減ったというところですが、去年は高速道路に架かる橋梁、2橋を予定しておりました。来年度、令和6年度は1橋の修繕工事となったため、1億円からの減額になっております。

以上です。

遠藤委員 それがなぜ減ったのかという、その理由ですね。

土木課長 橋梁が2橋修繕するところを来年度は1橋というところで、1橋分の修繕工事費がなくなったということで、1億円からの減額になっております。

遠藤委員 いや、その1橋をやらなくていいという判断の理由がよく分からなくて。

建設部長 すみません、高速道路に架かっている市道の関係の橋が7橋ありまして、5年に1回ずつ点検をしまして、修繕するスパンが決まるということで、その決まった、修繕が必要だというものを年度ごとに処理していきまして、その修繕が2橋あった分は今年度やりましたけれども、来年度、やる順番でいうのは1橋しかないということで、前年度2橋分のところから1橋分を除いた金額が今度のお金になるということになります。

以上です。

副委員長 道路改良舗装事業の地図の中で、菅谷一の関北新地線、これは菅谷西小学校の西側ですか。

土木課長 そのとおりでございます。

副委員長 現在あそこは通り抜けできないかと思うんですが、ここが通り抜けできるようになるということですか。

土木課長 現在も通り抜けはできるとは思うんですが、今回、来年度も引き続き工事をして、完全に6メートルの道路にしようという計画になっております。

副委員長 ということは、菅谷西小学校の西側の川の向こう側の道、ちょっと地図がね、よく分からないんですけれども、これ。

建設G長 ご説明します。

先ほどの一の関北新地線は菅谷西小の東側に位置します。その道路は砂利道で、現在も通行可能な道路となっており、令和5年度に半分ほど施工が既に完了しております。引き続き半分の路線を令和6年度、予算化してつなぐ予定となっております。

以上です。

副委員長 じゃこの北新地線と一の関2号線はつながるということなんですか。

建設G長 お答えします。

一の関2号線は、若干、北新地の北側に位置しまして、大竹クリーニングのところから南側の砂利道のほうが一の関2号線となっております。

副委員長 ありがとうございます。

もう1点お聞きしたいんですけども、東組堤線というのは、さっき話に出ていた道路ですか。

建設G長 東組堤線は都市計画道路菅谷市毛線と県道額田南郷田彦線を結ぶ道路となっております。なので、先ほどお話のあった路線より菅谷市毛線より東側の路線となっております。

副委員長 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 ないので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時27分）

再開（午後1時28分）

委員長 再開いたします。

農業委員会事務局が出席しております。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（農業委員会事務局所管部分）を議題といたします。

所管部分について、執行部よりご説明願います。

農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の澤畠です。ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

予算書101ページをお開き願います。主要事業説明書につきましては110ページとなっております。

5款農林水産費、1項農業費、1目農業委員会費1,936万9,000円。農業委員、農地最適化推進委員への報酬、事務局運営に係る費用等となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ないので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時29分）

再開（午後1時31分）

委員長 再開いたします。

農政課が出席しております。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（農政課所管部分）を議題といたします。

所管部分について、執行部よりご説明願います。

農政課長 農政課長の会沢と申します。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、予算書102ページをお願いいたします。主要事業説明書につきましては75ページから82ページまでの7事業でございます。

予算書の款、項、目、本年度予算額の順にご説明いたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費1億8,441万9,000円。こちらは農業委員会と農政課職員の人件費や事務費でございます。

103ページをお願いいたします。

3目農業振興費1億5,524万5,000円。

主な事業でございますが、103ページ上段に記載の農業振興地域整備促進事業、これは優良な農地の保全や各種農業施策を計画的に進めるための計画である農業振興地域整備計画につきまして、今回、全体的な見直しを行うこととしておりまして、令和6年度と7年度、2か年の継続費を設定しまして進めてまいります。

続いて、同じ103ページ下段に記載してございます担い手育成支援事業、これは中心的な担い手農家や新規就農者への支援などを行うものでございます。

続いて、105ページの中段に記載してございます農地活用地域計画策定推進事業、これは、これまで人・農地プラン推進事業という事業名でございましたが、今回から事業名を変更してございます。10年後の地域の農業や農地の活用につきまして、地域で話し合いながら計画を作成するものでございます。令和5年度からモデル地区を選定しまして進めておりますが、来年度は全ての地区を進めていく予定としてございます。

また、その下に記載の農地中間管理事業、これは農地中間管理機構を介した農地の貸し借り、集積、集約化等を図る事業でございますが、前年より7,042万円の増額ということで、大きく増加してございます。その要因としましては、現在、基盤整備事業が進んでおります新木崎地区等で取組地区への支援でございます地域集積協力金や集約化奨励金の活用を予定しているためでございます。

続きまして、106ページをお願いいたします。

上段に記載のアグリビジネス戦略推進事業、これは本市の農業推進の戦略として策定しております計画を進めるものでございます。国の交付金を活用しまして、デジタル推進の取組としまして、直売所の受注予測システムの導入、あるいは6次産業化推進などを実施してまいります。

同じく106ページの中段になります。

4目畜産業費34万5,000円。こちらは家畜伝染病の検査や予防接種等を実施する畜産振

興事業となっております。

その下になります。

5目農地費2億1,108万9,000円。

こちらは107ページの下段に記載してございます土木課所管となります湛水防除施設維持管理事業を除きます5事業が農政課の所管となっております。主な事業でございすけれども、106ページの下段に記載してございます土地改良推進事業、これは農村の地域資源の保全活動を支援いたします多面的機能支払交付金制度などを行うものでございます。

続きまして、108ページの下段に記載してございます土地改良基盤整備事業、これは農道や排水などの農業用施設の整備や県事業でございます土地改良事業への一部負担などを行うものでございますが、前年より3,600万円ほど増額となっております。要因としましては、新木崎地区と瓜連地区において、県営基盤整備事業が進捗しておりまして、それに伴う負担金の増額があるためでございます。

109ページをお願いいたします。

中段でございます。

6目地籍調査費3,899万1,000円。こちらは木崎地区の地籍調査と、それに伴う地籍調査の事務費でございます。木崎地区地籍調査事業につきましては、令和5年度に現地調査を行った南酒出5地区の登記に向けた地籍簿の作成ですとか、次の南酒出の6地区の現地調査を、現地測量などに入る予定となっております。5地区と6地区の2つの地区の業務を進める必要があることから、一連の工程が単年度では完了が困難でございます。令和6年度と令和7年度、2年にまたがる継続費のほうを設定してございます。

110ページをお願いいたします。

中段になります。

8目経営所得安定対策費6,080万5,000円。こちらは米の生産調整実施者に対しまして補助を行う経営所得安定対策奨励補助事業やそれに伴う事務費でございます。

同じく110ページの下段になります。

2項林業費、1目林業費119万4,000円。こちらは林業種苗生産事業者への補助や民有林の造成や下刈りなどへの補助を行う林業振興事業や事務費でございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

福田委員 本年度のこの予算額が94%増となっている要因というのは何なんですか。

農政課長 失礼します、農政課に係る部分全体のというようなところですかね。

1つ要因としまして大きいのは、一番大きいのは農地中間管理事業、こちらのほうが7,000万円ほど前年より多くなっております。

福田委員 何ページ、ページ数は。

農政課長 105ページの下段でございます。

こちらのほうは、現在、基盤整備が進んでおります新木崎等の地域で中間管理機構を通しました地域集積協力金ですとか集約化奨励金、こちらのほうを活用するということで、その予算額が計上しております、増額となっております。

福田委員 了解。

大和田委員 ちょっと基本的過ぎるかもしれないんですけども、104ページで農業振興費でしどりの里管理事業という。これ何をやっているか分からないんです、しどりの里って。

農政課長 こちらのほうは、平成30年4月から、しどりの里ということでリニューアルオープンしております、主には、今現在は静峰ふるさと公園の来園者、グランドゴルフ及びノルディックウォーキング利用者などのクラブハウス的な活用、あるいは休憩場所というような活用をしております、そこについての管理費用などが計上しております。以上です。

大和田委員 そもそも農業振興費でいいのか。

農政課長 もともと農政課所管の補助事業としてあそこを造ったという経緯がございまして、所管としましては、引き続きで農政課が現在所管しているということでございます。

大和田委員 分かりました。

あとちょっと聞きたいのが、また振興費なんですけれども、主要事業説明書にまたアグリビジネス戦略推進事業ということで、去年が578万円という予算額の中で、今度は2,321万円ということで、大分増額したというところで、何をやられる予定というのか。

農政課長 こちらのほうでございすけれども、今までも地方創生交付金というところで、国の交付金のほうを利用していたところがございすが、来年度はさらにデジ田交付金という、デジタル田園都市国家構想交付金というところで、そちらのほうも活用しようというところで予定しております、具体的な内容としましては、6次産業化の推進としまして、これまでやっておりますマッチングフェアですとかPRなどに加えまして、来年度はデジタルを使った支援というところで、例えば市内直売所の受注予測、AIによって受注予測をするような、いつ頃何が売れそうだとかというような、そういったシステムの導入のトライアルを一つ予定しております。

また、今現在、新商品、産品開発としまして、うまいもん会議ということで本年度から始まっている部分がございますけれども、そういった部分についての運営の委託をしようというところすとか、あるいはほ場管理のシステムというところで、衛星画像を利用しまして、農産物の生育を比較して、生育の評価をするようなシステムのほうの部分すとか、デジタルの活用をしました部分で来年ちょっとトライアルをしようというところで、費用のほうを増額させていただいているというところでございます。

以上です。

大和田委員 まずはそのデジタルというのでいろいろシステムの導入とかってなる話は分かりました。けれども、整わないんですけれども。うまいもん会議というのはこの間も全員協議会かなんかで、道の駅のときに話を聞いたんですけれども、その進捗というか、そういう状況がどうなっているのか。

農政課長 昨年度、初年度として実施させていただきまして、生産者も含めて、もっと市内外の飲食関係の事業者などに開発のほうを試行で始めていただいて、昨年度は24品ほど新たな産品というのを作っていただいて、その中から今後ブラッシュアップして商品に結びつけられるものが幾つか出てくるかなというようなところがございます。

今年度もそういった取組のほうを継続して進めてまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

大和田委員 この間も何か新聞に載っていたような気もするような、うまいもん会議だか何か分からないですけれども、6次産業化なのかどうなのかって分からないんですけれども、できているなと思ったんですけれども、これ委託するということなんですけれども、委託先は。

農政課長 現段階ではJ R関係で考えてございます。

以上です。

大和田委員 地元のものをJ Rに委託する、ちょっともう1回お願いします、具体的に。

農政課長 すみません、事業者は市内外の方、市内の方はもちろん、今年やったような感じで来年度も広く募集するんですけれども、委託の部分については、運営のほう、準備ですとか段取り、そういったもののほうを委託しようというふうに考えてございます。

以上です。

大和田委員 ちょっと待って、頭整理するから。

副委員長 すみません、そのアグリビジネス戦略推進事業の中の委託料というのがA Iのデータ分析に使う委託料という解釈でよろしいんですか。

農政課長 それも含んでおりまして、今ご質問ありましたうまいもん会議の運営部分ですとか、その他、委託でいいますと、衛星を使ったほ場管理システムの部分ですとか、あとは来年度、もし入れればなんですけれども、B to Bシステムと言って、生産者と実需者をマッチングするようなシステムのほうを先進地で導入しているところがございます、そういったところの視察ですとか導入も、来年の中でもしできればやりたいなというふうには考えてございます。

以上です。

副委員長 今、課長がおっしゃられたのは、全てひっくるめたことをやってくれる業者に委託をするということなんですか。

農政課長 全部一括してということではなくて、部分部分で事業者参加という形でお願いしようかなというふうには考えています。

以上です。

副委員長 AIでの販売予測とか、すごく興味があります。ぜひやっていただいて、来年またどのぐらい売上げにコミットできたのかというのも報告していただけるとありがたいです。

以上です。

遠藤委員 調書で言うと76ページですが、農業振興地域整備促進事業で、この事業目的にもあるんですけども、この整備計画を策定して、農用地の適正な管理を図るとあるんですが、農用地の適正な管理というのは、ちょっとまずどういう考えでいるのか教えてくださいましてよろしいですか。

農政課長 こちらの計画の中で農業振興地域というのが、都市計画の線引きでいうと市街化調整区域もほとんど農業振興地域というふうなくくりになっていまして、その中で農用地というようなさらに農業に特化した地域という網かけもしておりますけれども、そういった部分の中で農地の今後も確保すべき部分はきちんと確保していくというようなところで計画に位置づけていくと。現在もその計画ございますけれども、見直しに当たってもそういう部分をさらに適正な農地の確保なども行っていきたいというふうに考えてございます。

遠藤委員 やはり農業者の方が高齢化して、場合によっては数も減ってきて、一方で集約をしていかなきゃいけないという、そういう土地の適正な利活用というのがすごく大事だろうと思っているんですが、その中で、これは農用地の適正な管理ということになるので、例えばどうなんですかね、ずっと農振農用地をそのまま守っていくのがいいのか、状況に応じては適正な利活用を図れるような見直しをしていくべきなのか。そこらなんですけれども、まず根本的にはどういう考えでいるんですか、ずっと守っていくということしていくのか。

農政課長 今、網かけになっているところがそのままいけばいいというのでは、やはりないかなというふうなのは考えておりまして、一定の方針を立てて、その部分を決めていく必要があるなというふうに思っています。例えば農地の広がり狭いような土地ですとか、あるいは非農地と判断されているような土地ですとか、地形の条件等で利用が困難な土地ですとか、そういった部分については除外、この見直しの中で除外すべきものになってくるのかなというのは、今のところはちょっとそういうイメージですけれども、そういったところで考えてございます。

遠藤委員 それで、この農振と農用地は違うわけじゃないですか。農振は基本、県で決めています、その中で農用地を市町村で決めていくわけですね。だから、農振自体はもう那珂市のほうではいかんともし難い部分があるかもしれませんが、その中で農用地をいかに

適正に考えていくかというところなんだと思うので、ある意味、それは状況に応じて柔軟に対応していけるということなんだろうと思います。

ちなみにこの農振除外、除外申出とかってありますけれども、これは近年、何件ぐらいあるんですか。

農政課長 年間2件から3件程度で推移しているというふうに認識しております。

以上です。

遠藤委員 その除外は、目的は何を除外にするのが多いですか。

農政課長 一番多いのが住宅関係になってございます。

以上です。

遠藤委員 分かりました。

適正に見直しをしていただければ、そもそもそういう計画ということでしょうから、これはお願いしたいと思います。

続いて、調書の77ページの担い手育成ですが、これいろんな事業をやっていたいているわけですが、ざっくり担い手が今うまく生まれているのか、若手を育成できているのかという質問をしたいと思うんですが、こういういろんなメニューはあるけれども、今、若い方は増えている状況ですか。

農政課長 爆発的に増えるというような状況ではないというのは、そういう表現なのかなと思うんですけども、相談に来る方、新規で窓口に農業のほうをやりたいんだというような相談に来る方も、やはりぼろぼろいらっしゃいまして、市内の農業法人などに研修をお願いして、育てていただいているというような状況もございます。ただ、じゃ何人増えているかというようなところは、非常に数字で表すのはちょっとばらつきもありますが、今度この補助金の中で新たに新規で農業を始めたいというような想定で4人分ほど上げているんですけども、年間、多くてもそのぐらいのペースなのかなというようなところですよ。

以上です。

遠藤委員 新規で農業をやっていただく方、非常にありがたいと思うので、そういう方々をぜひいろんな制度を使って応援してあげてほしいと思うんですけども、例えばここに新規就農者の支援事業として200万円、これは就農初期に必要な機械等の購入に関する補助なんですけど、これはこの枠でいいのか、もっともっと補助していただければ那珂市で就農したいんだ、そういう声があるかどうかなんですけど、いかがですか。

農政課長 今年度の実績で申しますと200万円まで届かなかったというようなところがございまして。その上にございます次世代人材育成投資事業というようなところで4人分、その補助をまず見ていまして、その中で機械等の購入というようなところでご希望があれば、その一番下の新規就農経営支援というようなところに結びつくのかなというふうには思っておりますけれども、そちらも4人分ほど、やはり見てはいるんですけども。今年

度の状況を見る限り、その予算で足りないというところまで現状はっていないという  
ようなところかと思います。

以上です。

遠藤委員 分かりました。

続いて78ページに、この農地の活用地域計画策定推進事業ありますが、これはモデル  
地区を昨年度、4地区選定をして座談会を開催していただいたと。10年後の地域農業や  
農地の活用について話し合いをしていただいたということですが、これは地域の中では、  
今後の農業という中でいくと何が問題になっていますか。

農政課長 今年度はモデル地区というようなところで数か所、座談会等で話し合いを進めてきた  
んですけども、多くのところでは担い手がそもそもが少ないというところもございま  
すし、今年度、あるところでは目標地図という、どのエリアを誰にみたいな色分けして  
いくような作業をしていくんですけども、座談会になかなか出席してもらえないとい  
うようなところもございまして、実際作業するとなると、そういったところでのエリア  
分けがなかなか難しいのかなというようなところもございまして、ちょっと地区によっ  
てそれぞれの部分があるかなというのは印象は持っています。

遠藤委員 分かりました。

次のページのアグリビジネスなんですけれども、ここの事業目的に、アグリビジネス戦  
略推進基本目標で、1、農業の収益力向上、2、担い手の育成支援とあるんですが、こ  
れ何でもそうなんですけれども、例えば予算でどんどんいろんな事業をインプットして  
いくわけなんですけれども、これは何を目標にしてやっているのかというのがよく分からな  
いんですよ、これだけ見ると。決算だと、その予算を使ってこれをしました、あれを  
しましたと出てくるんですが、そもそもこの事業は何を目標にして、何をどこまでにす  
る目標なのかが分からないんです。これそもそも行政として、そういう目標を立ててい  
るかどうかということもあるんですけども、例えば先ほどの担い手育成支援事業にした  
って、じゃ今年度は何人就農してもらいましょうとかね。分かりやすい、そういう目標  
に向けていろんな事業があって、その消化率なんか見ていて、じゃ何で就労してもらえ  
ないんだろうということから立てていくわけだと思うんですが、アグリビジネス戦略は、  
基本的にこれはもうかる農業を体現しようというような事業なんだろうと思いますが、  
那珂市として、もうかる農業とか、このアグリビジネスというのは何をどういうふう  
にしたいかやっているのかという、その数字的なところがもしあれば教えていただきたい  
です。

農政課長 すみません、一部、先にちょっとお答えしますと、担い手の数につきましては、認  
定農業者のほうで、総合計画のほうにも100人まで伸ばしたいというような目標は、人数  
的な部分では持っています。

あと、金銭的な部分につきましては、交付金をもらうための計画などにおいては、数字

が今すぐには出てこないんですけれども、すみません。

遠藤委員 分かりました。

やはりそういう視点を持って事業展開をしていただくことが必要なんじゃないかと思うんですよ。当然、一生懸命頑張っていたということでもいいのですが、それは何に向かって頑張っているんだということなんだと思うので、まさしくアグリビジネス、ビジネスですからね。やはり売上げ上げてもうかるというようなことでないと、言ってみれば担い手だって出てこないわけですよ。だから、那珂市の農業をどういうふうにしたのかというのを農政課が一番もう直で担当なものですから、どうしたいんだ。例えば先般、一般質問で、僕も去年もやりました、那珂市の農業生産高は30億円で、県内30番目なんですよね。もっと那珂市の農産物の売上高を上げるんだとかね。あとはそれぞれ認定農家が何人というのは、これはある意味、一つの指標ではありますがけれども、もうかるための農業の指標はいくつもあると思うんですよ。そういったところをやっている市町村はあるはずでして、そういったところを目標に、単なる予算化だけじゃなくて、予算消化じゃなくて、何を目標にやるんだということがないと、やるだけやりました、一生懸命やってどうでしたしかないんですよね。

そこのところを、やはり目標をきちんと設定をして、それに向けて今年度どういうふうに事業展開するんだということを数字を頭に置いていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

農政課長 先ほどすみません、売上の目標につきましては、交付金をもらう上でも、そちらのほうというのは目標値で定めて、目標には掲げてはいるんですけれども、現在の農産物の売上げを1割程度、5年後には伸ばしていきたいというようなところでの数字的な目標を掲げているところでございますけれども、今、委員からご指摘あったようなところも再度認識しながら進めていかなければならないなということは、今改めて認識させていただきました。ありがとうございました。

遠藤委員 分かりました。

交付金をもらうためのものもありますが、私が申し上げたのは、那珂市農業全体を、農業全体を考えてどうしたいんだという話なんです。ここまで持っていくんだというものをぜひ持っていただきたいなということでございまして、それは一つお願いしておきます。

最後に1点、確認します。主要事業説明書の81ページの地籍事業なんです。これ今年度、来年度、木崎地区ということで、これはこの再調査をする意味合いからすると、これは今後、既に地籍調査を終わった地域でも今後また順次やっていく予定なのか、今後の予定をちょっと教えてください。

農政課長 現在、酒出地区のほうを進めておりまして、まだ全工区が終わっておりませんので、そこに向けて終わりにするというのが一つの区切りにはなろうかなと思うんですけれど

も、その先につきましては、現時点では、まだこの地区に入るとかっていうのまでは決まっております。

以上です。

笹島委員 今のアグリビジネスのちょっと、あとちょっと細かく教えてほしいんですけど、先ほど課長、あれですね、交付金をもらうためと言っていましたよね。交付金ですね。何の交付金ですか、それは。

農政課長 国の交付金を活用して事業に取り組んでいこうというようなところでして、交付金のほうがデジタル田園都市国家構想交付金というようなものでございます。

以上です。

笹島委員 これ一昔前は役所の人がね、いろんなことを頭ひねって、交付金をもらうためにあれしようと、結局2分の1じゃないですか、最大どこでも。結局2分の1は自分のところであれしなきゃいけないじゃない。何かね、やらなくていいようなことを飛びついて、やっていいようなことは飛びつかないという。それもう何十年も前からの話じゃないですか、交付金がこの出たから、これに結びつけて。どうもさっきから読んでいるとばらばら。この今言っていたデジタル戦略事業、あっちもやるし、こっちもやって、こっちも、最後にはB to Bなんていって、ちょっと何のことを言っているのかなって。企業対経営の話なんですけれどもね。全然役所に関係ないんじゃないですか、そういうことをね。

それで、古典的なことは残っているんですよ。今言っていた6次産業なんて。これは前から言われていますよね。これはそのまま残っているんですよ。これは加工から全部やっていくという形、これは今はやっていますから、どこでもやっていますよね。

次、今度はデジタル田園構想なんて、もちろん今言ったAI使ったり云々というのはあれだけでも。農業にはなじむところとなじまないところありますよね。労働集約型だからね。なじむところとなじまないといったら、これからですよ、今言っていた販売戦略というところで考えるわけですよ。生産能力云々といっても、供給とか需要とかっていうありますよね、生産者のどのくらいの能力があるかとかって。これ古典的なものですよね。

ですから、こことこことここを全部プラスアルファしてやっていかないと、総合的なプロセスってできないですよ。ですから、ここへ飛びついちゃっているわけですよ。いいですよ、別に飛びつくことは、2分の1。でも、2分の1ということは、自分で自腹で払わなきゃいけない、やらなくていいこともやらなきゃいけないという、でしょう。結局、半分無駄になるわけですよ、うまくいけばいいですけども、うまくいかなきゃ無駄になるわけ。ですから、その考え方を少しずつ変えていってほしいなと思うんですよ、今の時代。何でもね、補助金もらえばいいという、これも飛びつけ、あれも飛びつけて、結局、市民の税金から2分の1は払わなきゃいけない。失敗しても成功しても

払わなきゃいけない。でしょう。失敗したときは大変なことになりますよ、だからそれ。ですから、吟味するようなくせをつけさせたほうがいいと思うんですよ。これこの中ね、全然バランスが取れていないんですよ。何でデジタル田園構想と今言った6次産業がくつつかなきゃいけないかという。そうでしょう。作り物と、それから今言っていた戦略ですよ、戦略とか計画ですよ。結びつくかもしれませんが、こんなに離れているところがこんなにくつつくって難しいですよ、正直いって。ですから、先ほど言っていたように具体的なあれが全然出てこないもんですから、さっきからずっと聞いていたんですけれどもね。ですから、少しはこれから考えて見直し、何でも飛びつくようなあれはやってほしくないなと思うんですけれども、どうですか、課長、それは。

農政課長 これがあるから飛びつくというようなところという意識は決して持っているわけではございませんで、市のほうでアグリビジネス戦略というものを策定しておりますので、それに向けて、先ほどご指摘ありましたように農家の収益力の向上するためにはどうしたほうが、何をしていけばいいか。また、担い手の育成支援するためには何をしていけばいいかというようなところで、もちろんその中の一つとして、今回、交付金を使ったところでデジタルの部分の支援も入れていってはどうかなというようなところで今回、計上させていただいたというようなところではございますので。非常に、安易に飛びついているようなというような印象がもしあったとすれば、ちょっと大変申し訳ないなと思うんですけれども。一応、農家の支援になるかというようなところは第一に考えて進めているつもりではございます。

以上です。

笹島委員 基本的にやはりもうかる農家というんですか、増やしていただいて、担い手を増やしていただいて。これ基本ですからね。それを忘れないようにしてください。

以上です。

委員長 ほかにはございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

再開を14時20分といたします。

休憩（午後2時09分）

再開（午後2時18分）

委員長 再開いたします。

商工観光課が出席しております。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（商工観光課所管部分）を議題といたします。

所管部分について、執行部よりご説明願います。

商工観光課長 商工観光課長の岡本でございます。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。着座にてご説明いたします。

それでは、予算書の111ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては83ページから86ページまでが商工観光課所管事業となっております。

改めまして、予算書のほうをご覧ください。

款、項、目、本年度予算額の順にご説明いたします。

111ページ下段になります。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算額9,014万6,000円。

続きまして、12ページをお開きください。

2目商工振興費、予算額1億8,388万2,000円。9事業のうち企業立地促進事業を除く8事業が商工観光課の所管となっております。前年度比9,378万9,000円の増となっております。主に複合型交流拠点施設「道の駅」推進事業の委託料の増によるものとなります。

続きまして、114ページをお開きください。

3目観光費、予算額1億1,415万3,000円。前年度比756万5,000円の増となっております。増額の主な理由でございますけれども、なかひまわりフェスティバル事業におきまして、従来、駐車場として借用していた那珂西部工業団地の未利用地が企業進出によりまして借用できなくなかったことによるシャトルバス運行に係る委託料の増、静峰ふるさと公園管理事業の緑化管理に係る委託料の増、一の関ため池公園管理事業におけます曲がり屋給湯室兼倉庫の老朽化に伴う修繕料の増、いい那珂産品開発の補助金の増によるものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大和田委員 多分、道の駅については皆さん、ぱらぱらっと出てくると思うので、それ以外でちょっと質問させていただくんですけども、ちょっと、先ほど農政課と何かダブっちゃうんだかと思うんですけども、この特産品ブランド化推進事業といい那珂産品開発事業と、さっきも何か6次産業化推進事業とかってあったんですけども、何かダブっているんだか、同じことをやっているんだか、何だかよく分からないなと思うんですけども。

商工観光課長 先ほど農政課のほうでうまいもん会議のほうで今年度24品目、新商品の開発をしたということをお話ししていました。私どものほうで特産品ブランド認証というのは、そういった市が関与して商品開発をしているものではなく、既存の事業者の商品をブランド認証委員会というところで上げていただいて、認証をしております。さらに

今回、今回というか前年度からの事業になっておりますけれども、いい那珂産品開発事業、こちらにつきましては、昨年度100万円の予算のところ、今回300万円に増額しているわけですが、本年度から農政課が実施しておりますうまいもん会議のほうで24品目の新商品ができて、さらにその中からブラッシュアップしていく商品のほうを模索していますという話があったかと思っておりますけれども、今回200万円増額した中に、うまいもん会議の中では商品だけが開発されたわけなんですけれども、そのパッケージであったり、販路の調査であったり、そういったところを補助していこうということで200万円ほど、今回、いい那珂産品開発事業のほうでは計上しておりますので、そこは同じようなものというわけではなく、連携してそういった事業を展開していきましょうということで実施しているところでございます。

以上でございます。

大和田委員　なるほどって感じなんですけれども、この間も全員協議会なんかでもそうなんですけれども、先ほどももうかる農業という話があったと思うんですけれども、そういう軸がなくて、何かこういいものつくろうという、その目標が一本化されていないから、外にも内にも見えないような感じがするんですよね。だから、さっきのうまいもん会議がこうだから、それでいい那珂産品にしてパッケージがどうだとかって言っているから、何か連携しているふうにも見えないし、その目標が見えてこないと思うんですけれども、そこら辺はどうなのかなと思うんですが。

商工観光課長　最終的に目標としましては、特産品ブランド認証というものをまずは増やしましょうというか、本当にいいものを認証していきましょうというのが目標になっているかと思えます。今年度からなんですけれども、今までの委員ではなくて、まずは販路がなければ売れないだろうということで、イオンであったり、あとカスミとかにも入っていただいて、あと京成百貨店にも入っていただいて、ちょっと委員のほうも刷新しております。

あと、委員の中には味覚のほうですかね、そういった専門的に評価がいただける中川調理学校の先生であったり、あとはデザイン関係で茨城県デザインセンターに入っていたりということで、委員もちょっと刷新しまして、今年度から実施しているところでございます。

実際に今まで特産品ブランド認証というと、数が欲しかったというのが実情だと思います、始まった頃のものに対しては。ただ、その数を増やそうと思ってやっていたものではなく、今度は審査員も替えて、実際に今年度9品目、更新も含めてですけれども、認証の申請がございました。その中で実際には2品目落ちている状況でございます。特産品ですので、やはりその特産品を買っていただいて、その先に那珂市が見える、そういったものでなければ、やはり特産品としては扱うのはおかしいでしょうということで、そういったものにそぐわないものは今回認証のほうから外れているような状況ですので。

目標としましては、やはりいいもの、那珂市が分かる特産品というものを目指していくというのが目標かと思っております。

大和田委員 まさにそのとおりにしていただきたいと思いますけれども、そういうわけで、この予算とかから見ても分かりづらいかなど。せっかくいいことやっているのに、分かりづらいというのと、多分、最後はその商品をいずれ道の駅でもなんていう話にのっかってくると思うんです。それも含めてこれからどのようにしていくかというのをもうちょっと見せてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

あともう一つ、フェスティバルの話をちょっと聞きたいんですけれども、なかひまわりフェスティバル事業ということで、実行委員会に915万円を補助しているというところと、あと、静峰ふるさと公園魅力向上事業でイルミネーション設営に900万円、ほぼ同金額のようなのを計上しているんですが、何か私的な感じですが、なかひまわりフェスティバルって、何かもう商工会もそうですけれども、那珂市全体でどんとやるイベントの大きな一つだというイメージなんですけれども、イルミネーションは何かそういうイメージじゃなく、見せるだけと言ったらおかしいですけれども。そうやって集客もあるんでしょうけれども。予算の配分がまるっきり一緒だということのもどうなのと思うんですけれども、ひまわりフェスティバルのほうがどんと花火を上げたりどうだっていっぱいお金かかると思うんですけれども。どうなのでしょう。

商工観光課長 予算の割に効果が見えていないという。

大和田委員 そういうわけではないんですけれども、何かイルミネーションは見に来て、じゃ経済効果はありますかと言われると、あるんだかないんだか分からないんですけれどもね。なんですけれども、ひまわりフェスティバルはもう市こぞって、よしやるぞというようなところで900万円と900万円って、これどうなの。イルミネーションも900万円かかるんだったら、例えばひまわりフェスティバルはもうちょっと予算つけて、今までも議員もひまわりフェスティバルはこんなふうにしたほうがいいんじゃないっていろんな提案があったと思うんですよね。そういったものも含めてこの予算のバランスというのはどうなのかって伺いたいんですが。

商工観光課長 すみません、ありがとうございます。

まず、静峰ふるさと公園のほうのイルミネーションなんですけれども、そちらのイルミネーションというものが始まった経緯というものが、やはり静峰ふるさと公園が春、八重桜まつりだけでしか集客ができていないというところがございまして、四季を通して魅力向上をしていきたいと思いますということで、バーベキュー施設であったりというものを、あとは子供たちの遊具を設営したりとかということをやってきたわけでございますけれども、冬にどうやって集客をするかということで、こちら先ほど来から出ております、今までの補助金の地方創生推進交付金、先ほどから出ているデジ田の交付金でございすけれども、そちらの交付金を活用して前年度までやっておりました。今年度、3年目

ということで、一応、3年目までちょっと検証をさせていただいて、静峰ふるさと公園のイルミネーションの来場客であったり、そういったものをちょっと検証させていただいて、次年度に関しましては実施する、しないの判断をちょっとしたいとは思っております。なおかつ先ほどしどりの里が農政課所管のもので出ていたかと思うんですけれども、あちらの、何で農政課の所管なんだというお話も先ほどあったかと思うんですけれども、その辺の利活用につきましても、全体的な静峰ふるさと公園の利活用、県の植物園のリニューアルというのもございますので、県の植物園のリニューアルが、イメージが打ち出されましたので、構想が打ち出されたので、今後どうやってあの静峰ふるさと公園を差別化を図りながら、そういった公園にできるのかというところをさらに検討していきたいとは思っております。

以上でございます。

大和田委員 いいですよ。だから、やっていいと思いますよ、魅力向上にするというのは、それはいいと思うんですけれども、ひまわりフェスティバルと同格というのがちょっとどうなのかなと。限られた予算の中というのは分かるんですけれども。また、先ほどの産品の話もそうだけれど、こういうひまわりフェスティバルに人が並ぶような産品が作られるべきであったり、そこで試してみるという可能性もあります。それが、いずれどうなるかという道の駅の話にもつながっているというところなので、ちょっと今までの議員が言ってきたことも考慮しながら、少しひまわりフェスティバルの在り方というのでも検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

副委員長 私もちっとひまわりフェスティバルについて申し上げたいんですけれども、なかひまわりフェスティバルってもう20年以上やっていらして、一時は商工会にお願いして、今は直営かと思うんですけれども、はっきりいってもう、一つの役目は終えた事業だと私、実は思っているんです。実際、もう昔と違って、8月の日中というのは物すごい温度で、来場客もなかなか来てくださらない。しょうがないと思うんですね。しかも交通の便もあまりよろしくない場所です。だから、25年前に始めたときとはもうちょっと状況が大分変わっているので、見直しの時期が来ているんじゃないかというのが1つと、もう1点はそれに反しまして、今度は夜の花火に向かってたくさん車が来るんですけれども、全然駐車場は対応できないです。ずっと戸崎のセブンイレブンの先にまで、国道118号までずっと行列になっちゃっていたんですね、去年なんかも。それにも増して来年は、未利用地だったところの駐車場も使えないとなると、もう去年にも増しての話になってしまうと思うんです。ですので、そこに対して何か対策、これから考えていただくことだと思うんですけれども、それを本当によっぽど、あれだけの駐車場がなくなったわけですので、よっぽどのことを考えないと、ちょっとあふれ返ってしまってもならないんじゃないかというふうに思います。意見です。

笹島委員 道の駅の推進事業についてちょっと伺ってまいりますけれども、これ委託料がほと

んどですよ、1億2,217万5,000円ということで、ほとんど委託料で。ちょっと教えてもらいたいですけれども、測量設計というのと、不動産鑑定は分かります、それから基本設計、物件調査、経営アドバイザー業務、これちょっと詳しく説明してくれますか。

商工観光課長 まず、測量設計のほうですけれども、こちらの業務内容につきましては、用地測量ということで、計画予定地の一筆地調査になります、各筆ごとの調査になります。さらに縦横断測量としまして、土地の高低差、そちらのほうを測量し、実際の土量がどれくらい必要なのかとか、そういったところを測量します。さらに測量設計の中に外周道路、基本計画の中でお示ししましたけれども、まず信号機を設置して、外周道路を整備しないとちょっと道路の交通量の関係で難しいだろうということで、そちらの外周道路及び交差点の測量設計の費用になってございます。

あと、基本設計のほうですけれども、基本設計につきましては、全員協議会の中でもご説明をさせていただいておりますけれども、今回の建屋であったり、土地のゾーニングですかね、そういった配置のほうを決めていって、さらに機能のほうにも、導入する機能、そちらにつきましても今回、子育て、交通結節、防災という機能を中心として機能を入れていきますということで、そういったものを盛り込んで建屋の設計、敷地の設計、駐車場の配置も含めますけれども、そういったものを設計する基本設計となつてございます。さらにその中で収支構造の計算というものも再度やってまいります。

物件調査につきましては、現地に工作物として看板であったり、あと、県で設置した井戸水がございます。あと、田んぼですので、水路もございますので、そういった物件補償の調査のほうをしてまいります。

最後にアドバイザー業務委託ですけれども、こちらにつきましては、本年度も3つの委員会、建設準備委員会、第三セクター設立準備委員会、出荷者設立準備委員会、この3つの委員会を今年度も実施してまいりますので、そちらの委員会をコンサルする事業者に対するアドバイザー業務委託として計上しているところでございます。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、ほとんどこの予算で使うのは測量設計と、それから基本設計かな、これね、使うのは。そうすると、具体的に進めていくという形の道の駅ということで我々認識してよろしいんですよね。

商工観光課長 具体的に道の駅を進めるということではなくて、全員協議会の中でもございましたけれども、この次の基本設計の計画によって、いろいろ判断をしたいというご意見もいただいておりますので、必ずしも、ここでもう道の駅をこのまま整備まで進めるという話ではないです。より具体的な内容を示すために今回の基本設計に取りかかりたいと思っております。

測量設計につきましても、そういった測量設計をやることによって事業費というものが精査されてきますので、そういったものを事業費も含めてさらに、まだ概算の状況です

けれども、今の概算よりもさらに精度を上げたものを議員の皆様にお示ししたいと考えております。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、測量設計というのは、これ4車線化に合わせての設計になるわけですよね。それは別かな。

商工観光課長 すみません、4車線化のほうの測量とは全く別でございます。

笹島委員 それは先ほど聞きました、5,000万円測量のほう、都市計画課のほうであればということ。じゃ重複することはないわけですよね。

商工観光課長 都市計画課で実施しております菅谷飯田線の4車線化に外れた部分が対象となっております。計画道路以外の部分の測量設計になっております。

笹島委員 分かりました。

もう一つ、建屋設計ってやりますよね。これ建屋設計って、建物の設計をするわけでしょう、どのような建物ということで。それにグランドデザインが描けるわけでしょう。ですよね。じゃもう一歩も二歩も三歩も四歩も進んでいますよね、そうするとね。1億2,000万円もかけてやるわけですから。それが今言っていた、これから我々に示すわけでしょう。今言っていた建物を、デザインをこういうあれして、こういうふうにするということですよね。そうするとどうなんですか、そこまで進めちゃって、我々は止められないですよね。ごめんなさい、執行部にそんなこと聞いて。止めづらいですよね、進めていって。いや、もう現実的な話ね。

副市長 ありがとうございます。素直なご意見だと思ってお聞きしました。

繰り返しになってしまいますけれども、これまでも差別化ということでいろいろお話を頂戴しました。事前にちょっとお話しした議員の方もいらっしゃいますけれども、我々とすれば、一流の建築士の方を使ってデザインを考えていきたいというふうに考えています。建物だけじゃなくて、敷地も含めて、非常に特徴のあるものを造って差別化を図りたいと思っております。そういったものを造ることで、その中に、ぜひここに入りたいという中のテナントもいろいろ変わってくるだろうというふうに思っております。

まず、今、建築士のほうと非常に良好な形で話が進んでいるところでございまして、まずはそういった差別化したものを造り上げるというのを皆様にお示しするためにも、今回はぜひこの予算をお願いしたいというふうに考えてございます。

止めづらいという委員からお話ございました。そうかもしれません。ただ、これからまだまだ段取りは組みます。当然、基本設計では終わりませんし、実施設計がまた必要になりますし、実際に運営する三セクのときには出資について皆様方にご審議いただかなければ、結局できないということになりますので。ただ、我々としては、差別化したものを皆様方のほうにお示しするためにも、今回の基本設計はぜひとも進めなければならないというふうに考えているところでございまして、何とぞご理解いただければと思い

ます。よろしくお願いいたします。

笹島委員 ハード面がすごく先行しているんですよね。ソフト面は私らも何度もお話ししているんですけども、どういうふうに考えていらっしゃるというのは我々も何回も聞きました。同じような言い合いしているという感じで、一つも先に進んでいないんですけども。本当だったらハード面はこれあれですけどもね。ソフト面も、やはり進めているんですか。

副市長 ありがとうございます。

ソフト面では、道の駅ですので、1つは農業者組合の設立ということで、それは大きなポイントになってくると思います。それは、先ほど言った3つの委員会をつくってやっていますので、進めているところでございます。

それから中のテナント、テナント集めというのはまだ、令和10年開店だとすると、ほかの道の駅でもまだ始まっていないのが通常だと思います。先ほど言いましたように、我々は本当に特徴的な、本当にほかにないいいものを造りたいと思っています。三セク準備委員会の中でもいろいろ議論しました。やはりこの道の駅だったら来たいというような人は、一流のシェフとか呼ぶのであれば、特徴のあるもの、アピールできるものを造らないと、まず来ないよという話になりました。そういう意味での、我々とすればまず外側からになってしまいますが、それを造ることによって、中のソフトというのも相当変わってくるというふうに考えておりますので。ただ、そういういいながらもいろいろ人脈、つながりを持ちながら、いろいろ声かけとかそういったものは少しずつやっているような状況でございます。

笹島委員 続けますけれども、いろんな直売所がありますよね、那珂市でもね。それで供給があれして、ごめんなさい、作り手のほうですか、限界、ある程度限られると思うんですけどもね。率直な話ね、供給体制って大丈夫なんですかね、この那珂市においては。

商工観光課長 供給体制でございますけれども、もちろん先ほどからお話ししているように出荷者組合は立ち上げて、今検討しているところでございます。さらに農家のご意見を聞きますと、まず農家は出荷するためにいろいろな直売所を歩いて、例えば津田の直売所であったり、東海村のにじのなかであったり、そういったところに出荷に行くために約半日費やすというお話を聞いております。それが近くに売れる販路ができれば、その分を、やはり出荷に関しては近くの売れる場所で出荷したいというのがまず第一でございます。さらにそういったものを集めながら、今、出荷者組合の中で次年度、農家のほうにアンケートを取らせていただきます。そのアンケートの中で出荷意向というものを調査してまいりますので、その中でさらに足りるか足りないかという話も出てくるかと思っています。

現在の計画ですと、まずは1年目の出荷に関しましては、出荷者組合で賄う部分は約6割というのを目指しているところでございます。そうなりますと、農家の数という

ものは170人程度で足りると。これは農家が通常出荷して利益を上げるのが通常80万円ということで、私たちが予想している直売所の売上げにそれを除して出した数字でございませけれども、ただ、近隣市町村であったり、ほかの市町村、他県であったり、そういったところで聞きますと、大体、農家の売上高というのは1人当たり100万円から130万円ということになっておりますので、そうなってくるとさらに人数はもっと少なく行けるのかなとは思っております。まず、足りる、足りない理由と現在の計画、または農家の意向としてはそういう状況となっております。

以上でございます。

笹島委員 本当にそれ心配しているんですよ。だんだんだんだん高齢化していったって、担い手も不足しているね、分かりますよね。直売所も維持していかなきゃいけないって、そんなに供給が賄えるのかと。もちろん今、常陸太田市のほうにね、那珂市から出荷している方もいますからね。どっちがうまみがあるかというのは生産者のそれは判断でしょうからね。ですから、いろんなものが先細りするというのは分かっているじゃないですか、先細りね。ですから、それ大丈夫かなって、そういうところを心配するんですよ、だから。どうですか、それ。まず供給体制からいって。

商工観光課長 すみません、ご心配ありがとうございます。

何度も繰り返して申し訳ないんですけども、今集まっていたっている農家は大変意欲がある農家ばかりでございまして。なので、出荷者組合でやっていこうという意欲はございます。さらに今後、先細りしていきだろうという、そういった問題も認識してございます。そこに関しましては、先ほど農政課でもお話ししていましたが、そこは農政課のほうと連携を取りながら担い手の確保というものはやっていきたいと考えております。

以上でございます。

笹島委員 今度は消費者の立場からしてみますとね、今言っていた、前も言っていましたけれども、常陸太田市も常陸大宮市も那珂市も同じものを売っているんですね。同じような土地柄でしょうから、気候も同じ、何も変化がないわけですよね。そこで同じパイを取り合って大丈夫かなって。何か皆さん、常陸太田市、常陸大宮市の道の駅の人から憎まれるんじゃないかなと思って、俺それも心配しているんですよ、余計なもの造りやがってと。うちのほうの客が減ってしまったって。結局、消費者人口って変わらないですよ。増えると思いますか、ここの地域では。常陸太田市、常陸大宮市の。ここで競い合うと思うんですけどもね。2倍に増えると思います、どこからか来るのかな。要するにそこから呼ぶことを考えていらっしゃるんですか、首都圏から呼ぶとか。それからひたちなか市、水戸市とかという、どうなんですか。そういうことも考えていらっしゃいますよね。

商工観光課長 まず、常陸太田市、常陸大宮市、そういったところと先ほど副市長がお答えし

ていましたとおり、まずは差別化を図りたいということで、建屋であったり、敷地のゾーニングであったりといった部分で差別化を図りながら、直売所に並べるものでも、やはり常陸太田市、常陸大宮市はJA常陸のほうで直売所のほうを運営しているかと思います。そういった中で当市の基本構想、基本計画の中では、もちろんそういう意味合いもありまして出荷者設立準備委員会を設けているわけですが、そういったJAの品ぞろえに頼らない、そういった出荷者組合で組織していきましょと。ですので、那珂市ならではのそういった特色も出せるように直売所のほうもやっていきたいと考えております。

以上でございます。

笹島委員 今言っていた特色を出す、それが一番難しいと思うんですね。永遠の課題だと思うんですね。それだったらもう何ぼでもどこでも成功しているからね。それがなかなかひねり出せないからみんな苦労しているんであって、私それも心配するんですよ。消費者は、じゃどこから来るのかなと。要するに平日と土日って違いますよね。そういうことも細かくやはり分析していらっしゃるんですか。

商工観光課長 先ほどお答えしていなくて申し訳ありませんでした。

やはり道の駅の利用者というのは、平日と土日、休日ですけども、では違うと思っております。実際に道の駅の利用者というのは、近隣の方が7割、市外の方が3割といったところになっているかと思えます。ただ、もちろん平日の売上げをちゃんと伸ばしていかなないとなかなか経営ができないだろうということも認識しております。

ただ、那珂市はやはりインターチェンジ周辺ということで、近接型ということで、その立地的な優位性はあるのかと思っております。ただ、やはり当初の運営というものは、安定的な運営、持続可能な運営というものを目指すためには、日常使いといったものを大切にしてやっていかなければならないのかとは思っております。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、高速道路を重要視しているんですね、那珂インターチェンジということでね。そうすると、高速道路を使って、例えば水戸市から、水戸市はいいか。それから首都圏から県南、千葉県、埼玉県から来るということを考えていらっしゃるんでしょうけれども、わざわざ来るための何かそういう、モチベーションが上がるような、そういう何か、今言っていたお客さんがね、買う気になるような、そういう何かすごい興奮させるような何かあるんですかね、そういうのは。

商工観光課長 お客様に来ていただける魅力というものなのかとは思いますが、もちろん先ほども建物、ゾーニング、そこでまず周りの方から、他県の方にもまず目をつけてもらう、見ていただきたいというのが第一でありまして、まずは来てもらう。その中で、先日の全員協議会でもお話ししましたが、発信というものの循環ということで、まずは外部の方から那珂市を見ていただいて、今あるもの、既存の資源、または眠

っている資源、そういったものを掘り起こして、さらにはそれを、先ほどもお話が出ましたけれども、一流のシェフであったり、そういった方に磨き上げていただいて、それを循環させていくといったようなことで、まず目玉となる商品につきましてはそういったことで、外部からの視点というものを取り入れていきたいと思っております。ただし、道の駅でございますので、地域振興施設というところがございます。ですので、もちろん地元を大切にしながら、そういったことをやっていきたいとは考えております。

以上でございます。

笹島委員 一つ間違っていることを考えているんですよ。建物って言っていましたよね。奇抜な建物を建てるつもりで、コストもかかるかもしれない、メンテも大変かも、維持も大変かもしれないというけれども、あれ建物って1回行って見ればもう終わりなんですよ。結局リピーターというのは内容、内部の問題であって、ですよ。我々もそうですよね。行って、例えば京成デパートに行きますね。そうすると、こういう催事物をやっている、こういうものをあれして、こういうものを売っているから行くんだよというんですね、物が高くてもですね。ですよ。ですから、建物は1回でいいわけですよ、1回か2回見ればですね。それちょっと間違えないようにして、余計なことにコストをかけちゃいけないですよ。内容を充実するリピートするって。

先ほど言っていましたリピートするって、市内の人ですよ。菅谷の人ですか、ほとんど買いに来るのは。平日に買物に来るとするのは菅谷の人ですか。

商工観光課長 私ども一応、需要予測調査、収支構造計算の中で実施しておりますのは、やはり前面の交通量というところから出しておりますので、今、商圈という部分では見ておりません。ただ、簡易的な検査は実施しております、実際に車で30分圏内の人であれば道の駅の利用というものは可能であろうという結果のほうはいただいているところでございます。ですので、菅谷の方には限らず、もちろんその前面を通る方、さらには30分圏内の商圈の方たちが利用していただけるのかなとは考えております。

笹島委員 具体的に申しますと、内原のイオンモールがありますよね、イオンモールがね。ああいう魅力的なあれを造らなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ、リピートする場合、集客の場合は。どうですか、それは。もうおしまいにしろと言われていて、これでおしまいですが。

商工観光課長 内原のイオンの集客力というのは認識しているところでございます。ただ、私たちが道の駅でやろうと思っていることは、やはり地域振興という部分が一番の課題でございまして。なので、魅力発信であったり、農家の活力を上げていたり、交流の場をつくっていったりといったものがまずは目指すところなのかなと思っておりますので、そこはご理解をいただければと思います。

以上でございます。

福田委員 いろいろ聞きたいことがたくさんあるんですけども、時間も大分経過しているよ

うですから、今もう30分ぐらいやったのかね。

まず最初にお伺いしたいのは、この那珂インターチェンジ周辺開発というのは、これ道の駅ありきですね。まずそれが1点。

それから、この主要事業説明書にも書いてあるんですが、国道118号線の4車線化というのはどこを指しているんですか、これ。これ瓜連でしょう。那珂インターチェンジ周辺と瓜連と言った場合には、地域が全く違うでしょう。これはちょっと気になりますよね。これが2点目。

それともう1点、この財源の内容なんですけど、内訳なんですけれども、一般財源からこれ187万3,000円、今回予算化したんですね。それで、その他というの、これは何を指しているんですか。この財源の内訳。その他というのはどこからのこの1億2,200万円なんです。この3点をまずお伺いいたします。

商工観光課長 まず、インターチェンジ周辺開発が道の駅ありきだということがまず第1点、1番目かなと思いますけれども、そちらにつきまして、令和2年度にまちづくりの方針を決定してご報告させていただいて、道の駅を契機としてインターチェンジ周辺のほうを開発を目指していきましょうということでまちづくりの方針のほうでお話をさせていただいたところかなと思っております。何で道の駅がありきなんだというところで、当時、まちづくりの方針でご説明させていただいたことになりますけれども、そのときに、やはり道の駅を造ることによって、もちろん地域のにぎわいであったり活力であったり、そういったものを醸成させていきましょう、そういったことをまず第1にし、さらに企業に関しましては、そういった地方創生に取り組んでいる自治体と一緒に企業が進出して、実際にそこに立地して、地方創生やSDGsに取り組んでいきたいといった事業者というものも実際に今ございます。そういった事業者とかにも、まずは目を向けていただいて、その選択肢の中に入っていただけのような、そういった活力があるインターチェンジ周辺にしていこうというのがまず第1だったかと思います。

2番目について、もちろん国道118号が瓜連のセブンイレブンまでが4車線化されているかと思いますが、そのときはそこまでではないというお話でございます。さらに県のリニューアルがございましたので、そこを結びつけて、当時は契機としていましてということをお伝えしておりました。

財源なんですけれども、財源のその他につきましては、こちらの主要事業説明書の一番下にございます繰入金としまして、ふるさとづくり基金というものがその他として入ってくるところでございます。

以上でございます。

福田委員 ちょっとあまりぴんと来るところがないですね。だって、インターチェンジ周辺開発というね、文言が最近出てこなくなっちゃったんですよ。最初は、那珂インターチェンジ周辺開発ということが一番最初に出た文言なんです。それから1年たってから、あ

れは令和4年のときかな、市長からこの道の駅というのが出たのは。令和4年6月かな、3月か4月に打ち出されたのがこの道の駅なんです。そうでしょう。令和4年だったかな。

（「令和2年です」と呼ぶ声あり）

福田委員 令和2年だった。いずれにしてもね、例えばこういう莫大な金を使ってやっていくというのは、まず市民の皆さんどう思っているか。それとね、私の考えを申し上げますよ。例えばインターチェンジ周辺というのは、ここもう30数年たっていますね、開通して。何ら変わり映えがない。なぜなんですか。地目じゃないですか。いわゆる、民間でも開発できるような地目であれば、あの周辺というのはとっくに発展しているんです。そうじゃないですか。今回、インターチェンジ周辺で道の駅を造ろうというのは、公共施設だからできるんですよ、あれは。公共以外のものだったらできないでしょう、あそここの地目からいっても。そうじゃないですか。

そういう行政がね、使うところだけを開発しようということが私はそもそも理解ができない。それ前にやることあるんじゃないですか。それが、やはり地目の変更とか、そうすれば民間がどんどん開発できるんですよ。そうじゃないですか。それが一番大事じゃないですか。どうなんですか、その辺は。

副市長 ありがとうございます。

委員からご指摘ありましたとおり、昭和59年にインターチェンジができてから、全員協議会のときにもちょっとお話しさせていただきましたけれども、いまだに利用ができないということになっています。

まずこの道の駅は道の駅として、やはり周辺の一翼を担うものとして進めていきたいと思っていますが、昨年、インターチェンジ周辺の開発、北側について、皆様方のほうに、地権者の説明とか今後の方向性についてご説明をさせていただきました。執行部としては、それをさらに進めるつもりで、今も様々な民間の企業からお話を伺ったりしております。地目の問題もありますが、昨年度、総合計画の中で位置づけをして、また今回、都市マスタープランの見直しもやりました。先ほど農政課のほうから説明もありましたように、農振農用地の見直しとか、そういったものも進めていきたいと思っています。そういったことで民間の誘致を図って、土地利用の規制も開発ができるような形で進めることについて、今、執行部のほうとしては鋭意進めております。それはできる限り早い段階でしっかりとやっていきたいと思っています。

それに合わせて、それが一つの拠点、そして道の駅がもう一つの拠点。そういったにぎわいをつくりながら、あの辺一帯に関連していろんな企業が進出してくれるような、そういった土地利用の見直しもやっていきたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

福田委員 それはなかなか理解はね、難しいですよ。だって、これね、今までにだってインタ

ーチェンジ周辺開発ということでは当議会、当時、那珂町議会がね、特別委員会まで設置したんですよ。それでさえできなかった。それから、執行部が独自で調査をした。これにも結構な経費がかかっています。これも駄目だった。あるいは、民間業者もそれ以前に、何とか開発ということだったんだけど、これも全然駄目だった。既にもう何回もそういうことをやってきていてね、それで今回、那珂インターチェンジ周辺開発というね、いわゆるスケールの大きい文言でスタートしたというのが今回のそもそものスタートなんですよ。そうしているうちに令和２年に先ほど、市長から道の駅と、こういうことが出たと。それが今はもう周辺開発ということよりは道の駅ありきになっちゃっている。

それともう一つ、先ほどのあれでいうと、基本設計の中に、答弁の中に、建物まで含まれていると、こういうことだったですね。この建屋というのは何、里山ですか。この前、話が出ましたね。今定例会で初めて里山ということが出ましたね。こういうことで設計するんですか、これ。基本設計というのは。この２点をちょっとお伺いします。簡潔にお願いしますよ、ポイントでいいですから。

副市長 すみません、最初のその土地利用の問題なんですけれども、今、委員からあったように、今まで計画があってできなかった一番の大きな理由は、具体的なものがなかったということだと思っています。過去のちょっと調査を見させてもらいましたけれども、絵を描いたときに商業施設、やはり道の駅、交流施設、そういったものの絵がありました。そのときの最終的に断念した理由として、具体的なものが出てこなかったというのがありました。先ほど言いましたように、土地利用の問題は、私どもとすれば総合計画の位置づけ、都市計画での位置づけ、やってきました。あと、それに基づいて農用地なんかも、その上位計画に基づいて外すことができると思っています。あとは、具体の球が本当にそこに出てくるかどうかだと思っています。具体の球が出てくれば、外す手段はあると思っていますので、我々は、具体に進出していただけるようなその球探しを今やっている。それが出てくれば、何としても周辺開発は我々はやっていきたいというふうに考えています。

道の駅だけではなくて、インターチェンジ周辺、北側も開発し、そういったものを創造的に増やして行って、あの一帯がにぎやかになるように一生懸命頑張っていきたいというふうに考えております。

福田委員 今、副市長がお話しした、具体的な話がなかったと。あるわけないでしょう。民間だってね、調査をすれば地目が農振地域、農用地、これを聞いただけで民間業者というのは断念ですよ。だから、そういう計画がなかったんですよ。そうじゃないですか。

副市長 すみません、繰り返しになりますけれども、民間で具体的なものが出てくれば、開発許可を取る手法はあると思っています。それに向けて我々は一生懸命、今ちょっと探しているところでして、決まれば皆さんのほうにできるだけ早い段階でお示しできるよう

頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

福田委員 それはね、行政側が言う言葉ですよ。民間はそうじゃないです。まず、地目を聞いて、このハードルというのはいかに高いか。そういう手間暇をかける、そういう民間の企業というのはいずれですよ。もう地目を聞いてだけで断念。だから、今までに過去になかったと。そういうことをじゃ行政では分からなかったのかな。

副市長 ありがとうございます。

今、いくつかの民間と実際当たっております。今の土地利用の規制の状況とかもお話をさせていただいております。その上で、土地利用を外すとすると、こういう手法でこういうスケジュールで考えていきたいと思いますということで、民間のほうも、そういうスケジュールだったらのれるとかのれないとか、そういったことで議論をさせていただいています。それがしっかり実現に向かうように、民間と一緒に頑張っていききたいというのが我々、今のスタンスになります。よろしくお願いします。

福田委員 それはね、ちょっと民間と行政の考えの隔たりがあまりにもあり過ぎる。ここに問題があるんですよ。例えば、あの辺を開発したいといっても、民間がですよ。どういう手続でやれば、どういうふうに行くんですか。そういう手法というのはね、民間ではなかなかやっていない。いかにハードルが高いかということは承知しています。そういういろいろな障害があって、それがいわゆるハードルの高さなんですよ。その辺に格差というのが生じている。だから、今の当時と全く変わり映えがないというのは、そこに大きなポイントがあるんじゃないですか。

それと先ほちょっと質問で言ったんだけど、その里山の件、併せてちょっとお願いしますよ。

副市長 ありがとうございます。

前回もちょっとお話しさせていただきました、里山というのは、やはりイメージだと思っていまして、前回、那珂市ということにこだわりありましたけれども、今度は植物園のリニューアルもありますけれども、植物園のリニューアル業者というのは、実は千葉県のほうで、もう皆さんご承知かもしれませんけれども、運営されています。そこは都心から年間40万人とか来られているというような施設になります。そういった都心から来た人、もちろん地元の方も使いますが、都心から来た人にとって、別に那珂市というこだわりではなくて、こちらの方面にどういったイメージを持っていたかということで、里山という表現をしましたが、先ほども言いました一流の建築士の方にこの地元を見ていただいて、それを踏まえた設計をやっていただこうと思っております。それがどのような姿になるのかは、建築士の感性というかによるところが多いので、今、具体的な姿をお示しすることはできないんですが、そういった基本設計を進める中で、里山というか、この地に合った道の駅の姿というのをお示するという形になってくる

と思います。

設計が始まれば、最初の数か月のうちに皆さんにその具体的な姿というか、絵というか、そういったものをお示しできるかなというのが今考えているところです。

以上です。

福田委員 どうも我々の感じているのは、とんとんとんそういうことで、何かいつの間に、あれ、あれといううちに進んでいるというのが非常に感じられる。その辺が、ちょっと気になったもんですから。

それと、先ほどの都市計画道路、いや、そこの交通量のあれが出たでしょう。農免道路の交通量。土木部だったっけ。あれまだ出てこないね、委員長。

委員長 まだです。

福田委員 交通量のあれ。あれ早く欲しかったんですよ。終わってからすぐに出るのかな、昼休みもあったから出るのかなと思ったんだけども。

まずね、農免道路にしても、例えばインターチェンジから国道118号までは決定したと、4車線化が決定した。ひたちなか市へ行くほうは、いわゆるまだ片側1車線で、JAの直売所から先は立派な道路ができています。残念ながらインターチェンジを下りて、交通量の多いほうが整備がされていない。しかも今、本市でも、おとといですか、昨日、いつだったっけ、防災訓練は。日曜日だったっけか。やりましたね。いわゆる東海第二を想定した訓練でしょう。そうですね。そうした場合に、本市ばかりじゃなくて、那珂市ばかりじゃなくて、ひたちなか市田彦とか大島とか、あの地域というのは、これは避難道路の一本じゃないですか。そういう訓練までして、しかも道路が整備されていない。そういうことのほうが先決じゃないですかね。しかも、インターチェンジを下りて一般道路に入って、いやここはすばらしい道路ができているんだなというところはたくさんありますよ。ところが、少し走っていったら1車線になっちゃったというところがたくさんあるんです。那珂市の場合には、インターチェンジを下りて1車線で2キロメートル走っていったら、今度は立派な道路が、4車線の道路ができている。全く逆じゃないですか。

加えて避難道路ということを考えた場合には、いかがなものなんですか、その辺は。訓練も、こっちを利用した訓練をやっているとよく分かるんじゃないですか。私はそう思っているの。

だから、そういうやはりね、いろいろ金をかけるということが今、本市では山積していますよ。その優先順位というのをきちっとして、これからのいろんな事業展開にしていくながら私はそういうことを常に考えています。ですから、まずこのインターチェンジ周辺ということをよく考えていただきたい。私からは以上です。

副委員長 先ほど課長のほうからJAに頼らない経営、JAに頼らない商品の供給という話があったんですけども、その準備委員会のほうにJAは、じゃどんな気持ちで参加され

ているんですかね。

商工観光課長 J Aは今までも、令和2年度のまちづくりのほうからも入っていただいて、協議の内容は聞いていただいているところでございます。その意見というものがまだはっきり出てきていないのは実情でありまして、それでは市が勝手に進めているんだろうみたいな話になってしまいますけれども、そこはちゃんとJ Aのほうと、今後ちゃんと協議を進めながら準備していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

副委員長 J Aは、その話は知っているんですよ、J Aに頼らない経営という。分かりました。

遠藤委員 いろいろとね、道の駅に関して議論が出ておりますから、まさしくこれが、私も、皆さんもそうですが、市民の代表としていろんな地域で、いろんなところで道の駅に関してお話を伺うと、やはりいろんなご意見がまだまだ出ているんですよ。なので、私も、遠藤さん、これもう決定事項なのというふうによく聞かれるんですが、いや、そうじゃなくて、去年の3月に基本計画ができて、今はまだこういったものが行政としては想定しているから、いろんな報告事項は出るけれども、そういったことを含めて、今、こういうことを議会としても検討しているんですよ、検討段階なんですよというご説明をしているんですね。

そういう中で、この当初予算で委託料で測量設計、基本設計というのが上がってきて、ちょっとびっくりしております、大体これ道路を造るときというのは設計の予算が上がるというのはもう決まっているもんなんですね。だから、これはどういう意味合いかなというのをちょっとまず1つ確認したいんですが、よろしいですか。

商工観光課長 こちらの基本設計、基本測量設計ということで今回予算計上させていただいておりますけれども、先ほどお話ししましたとおり、より具体的なものを議員の皆様にお示しするための設計料でございますので、ここで道の駅をやっていきますという決定である予算ではございません。

遠藤委員 まず今日はちょっとそれを確認したかったのです。まだまだやはりいろんな分からない疑問符がたくさん地域にはあって、いろんなご意見もあるもんですから、ただ、これを検討するに当たってより具体的なものを出すための今回の当初予算だというふうなことでの認識でよろしいんですか。

商工観光課長 繰り返しになりますけれども、そのとおりでございます。委員おっしゃるとおりでございます。

遠藤委員 分かりました。

じゃ事細かには、今、ほかの委員からもいろいろと出ておりますので、そういったものを真摯に受けていただいて、またよりよい検討ができればいいとは思っていますが、ただ、当初の基本計画の中に今後のスケジュールが示されていて、段階があると、先ほどのご答弁でも段階がまだまだありますという話ですが、今回、基本設計ですけれども、

来年度は実施設計ですね。実施設計というのが入ってくるので、そこらあたりは多分、あれなのかな、最終なのかなというふうには感じているんですが、これって我々は何回か、全員協議会とか、この常任委員会で説明を受けていますけれども、いつ頃が実際に最終的に議会として判断する時期になりそうなんですか。

商工観光課長 まず、事業のスケジュールでございますけれども、基本設計をもちまして、大体の絵が描けないと、その次の事業認定、土地収用法の事業認定を取得しなければならない事業ですので、その事業認定にまず期間が取られます。それが3か月から半年ぐらい時間を見ておりますので、その後、実施設計に入っていくわけでございます。その次に土地の買収ということもありますので、それがないとちょっと実施設計に入っていけないかなと思っております。

ですので、判断する時期というものであれば、やはり実施設計から起債の対象となる事業となってきます。そうしますと、実施設計で起債するかどうかというところもございますけれども、一つの目安としては、実施設計に入るときが判断する時期になってくるのかなとは思っております。

遠藤委員 それは、今のところいつ頃という目途はありますか。

商工観光課長 スケジュール的には、基本設計ができて事業認定、そして土地の買収となってきますので、早くて1年3か月後から1年半後ぐらいが実施設計に入ってくる時期かなと思っております。

遠藤委員 そうなりますと、ハード面のスケジュールはそうだということですが、これ我々はハードとソフトと両方を当然、審議するわけです。ハードは、例えばの話、今日ちょっと4車線化の話もありましたけれども。あそこに道の駅を造って果たして売れる商品を作れますかという、今やっていらっしゃるね、それだってもうできていなきゃもうおかしいんですよ。こういうパッケージでこれもやります、これでどうですかというわけですから。それはちゃんとそこまでにできるんでしょうねということと、あと、去年ちょっと私も一般質問でやりましたが、市民協働の考え方からすると、やはり26億円かけて造り、年間7億円売らないとペイできない事業なんで、住民に対しての説明会をきちんと、ある程度決まらないうとできないという答弁だったんですが、もう最終的に決めてから事後報告じゃなくて、こういうふうにするんですけれども、いかがでしょうみたいなね。やはり住民説明会は当然その前にやってもらべきだと私は思っています。そのソフト面でのものが間に合うかということと、住民と一緒に進める、協働の在り方としての説明会、これはどう考えていただけるでしょうか。

商工観光課長 まず、住民説明会のほうのお話を先にさせていただいちゃいますけれども、現段階でなかなか議員の皆様にご理解いただけていない内容で住民説明というのは難しいのかなと思っておりますので、そのときが来ましたらば、住民説明会のほうは実施したいと考えております。

ソフトの件ですけれども、今から1年3か月から1年半後という短い期間かなとは思っております。その中で我々も努力しまして、こういったパッケージで那珂市の商品売り出していきたいんだという案は出せるように努力していきたいとは考えております。それができなければ、実施設計はなかなかご理解がいただけないのかなとは認識しております。

遠藤委員 分かりました。道の駅に関しては以上です。

あとごめんなさい、1点、いい那珂オフィス創業支援事業に関してなんですが、説明書84ページですけれども、ちょっとごめんなさい、これもそもそもの話で、いい那珂オフィス創業支援事業ですから、創業するのを支援する事業なんですが、これを去年やって、どれぐらいの会社が創業しましたか。

商工観光課長 申し訳ありません。どれぐらいの会社が創業したかというのはちょっと把握はできておりませんで、ただ、実際に創業スクールというものをひたちなか市、東海村、あと本市のほうでやっている事業がございます。その中で、創業スクールのほうに参加いただいた方は那珂市からは3名でした。

以上でございます。

遠藤委員 これも実は前、農政課にも申し上げたんですが、事業って、やるのが目的じゃないんですよ。やるのが大事じゃないの。お金を使って何をどういう状態にするかという目標があって、それをもって血税を使わせていただいて事業化するわけですよ。これはまさしくネーミングが創業支援事業なんでね、やはり那珂市で新しいね、意欲を持った人が創業してもらって、それを手助けしようという事業だと映るわけですよ。目標は、じゃ1年間に何社創業してもらいましょうか、それをもって商工業の活性化につなげましょうかなんかと思うんですね。だから、やったから、これぐらい参加したからいいじゃなくて、どういう目標でやっているんですかという。農業もそうだったんですけれども、この事業をどういう状態に持っていくのを目標としているんですか。

商工観光課長 那珂市で創業支援等事業計画というものを国の認定をいただいて策定しているところでございます。そこの中では例年3名の創業者だったかと思います。

以上でございます。

遠藤委員 じゃこれ最後にします。とにかく行政は、我々というか民間はね、売上げがないと倒産してしまうんですね。でも、行政は事業がもし目標どおりにいなくても倒産しないんですよ。うまくいかなければ、場合によっては血税が使われて、そのまま成果がないままに終わってしまうかもしれない。だから、予算を使ってインプットする事業をやるのはいい。ただ、その成果をね、アウトプットするだけじゃなくて、アウトカムですよ。成果をやはり求めていかなきゃいけないと思うから、どういう目標にすればいいんだ、そういうのをちゃんと、どの事業も本当はあるはずなんですよ。あるんですよ。それを行政評価でちゃんとやっているわけじゃないですか。

だから、これがふだんからできていないのに、道の駅で幾ら売上げを上げて利益をどうするという、そういう、そこにね、これやはり心配なんですよ。やればいいというもんじゃないから、今度、道の駅がね。売上げを上げて利益を出さなきゃいけないという事業なので、それをほかの事業をすべからくきちんと行政経営の考えができていますかというのが心配だから言っているんです。行政運営じゃない、行政経営の考え方ができていますかというのが心配だから言っているんです。そこらについて最後に答弁いただきます。

商工観光課長 ありがとうございます。

委員おっしゃるとおりだと思います。道の駅の中でどういった目標を掲げていくか。道の駅の中でどういったことをやっていきたいというのは、もちろん農家の販路拡大であったり、6次化産業の拡大であったりとか、子育てであったりというものは掲げているところでございます。確かに委員がおっしゃるとおり、そのさらに目標というものがちょっと抜けている部分がございますので、そこはしっかり精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後3時30分）

再開（午後3時32分）

委員長 再開いたします。

これより議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算の討論及び採決を行います。

まず、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日の議題は全部終了いたしました。

長時間にわたり大変お疲れさまでした。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございます。

閉会（午後 3 時33分）

令和 6 年 5 月 28 日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 寺門 勲